

# 大日本地震史料

卷之二十二

自安政二年九月  
至慶應元年二月

安政二年九月二十九日己丑、長門國萩、地數、震

フ、

〔大屋祐義日記〕

安政二年九月晦日、今曉七ツ時過より地度々震ふ、○祐義、時萩藩ニ遊

十月二日壬辰、是夜、江戸地大ニ震ヒ、多ク盧舍ヲ破レリ、續デ火ヲ失シ、枉死スルモノ約一萬五千人ニ及ベリ、

〔幕府沙汰書〕

安政二年十月二日、

一今夜四時頃稀成大地震、且所々出火に付、紀伊守四半時打

五寸廻り登城、其外老中、若年寄中、追々登城、鎮火に付、

一同六打五寸廻り退出、

一右に付、八時過御錠口を御表通り、御立關を吹上御庭江御

立退被遊候に付、老中、若年寄中御供に而、御同所江相越、

明ケ六時前、西枯橋を還御被遊候、

一右に付、伊勢守、遠藤但馬守、御座舖向并御城内見廻り有之、

日光御門跡使僧

覺 成 院

右に付、爲伺御機嫌被差出之、於燒火之間謁大和守、

井伊掃部頭

松平越中守

松平民部大輔

右同斷に付、登城、於羽之間謁御側衆太田播摩守、

酒井修理太夫

右同斷に付、登城、於同席謁同人、

酒井左衛門尉

奥平大膳太夫

眞田信濃守

松平丹波守

秋田安房守

岡部筑前守

戸田出雲守

肥後守嫡子

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

本多 監物

右同斷に付、登城、於帝鑑之間縁頼謁御目付岡部駿河守、

但老中吹上に相越候に付、本文之通御目付謁之、

松平相摸守

松平大和守

松平右近將監

右同斷に付、登城、於御白書院縁頼謁同人、

但同斷、

一右同斷に付、高家、詰衆、御奏者番登城、於雁之間、中之間、

謁同人、

但同斷、

一本庄安藝守、晴光院様、松榮院様御住居江、爲見廻り相越、

九打三寸廻り再登城、八打三寸廻り退出、

一晴光院様御住居御焼失に付、松平越前守常磐橋居屋敷江

御立退、同所に御逗留、

一線姫君様御守殿同斷に付、御廣敷江御立退有之、

一地震に付、諸大名江爲御尋、上使被遣之候由、

但御使番相勤候由、

三日、

一昨夜地震并火事に付、爲伺御機嫌、高家、詰衆、御奏者番登

城、於席々謁老中、

松平讃岐守

松平式部大輔

酒井修理太夫

右昨夜地震に付、上使被成下候爲御禮登城、於羽目之間謁

御側衆太田播磨守、

但老中登城以前に付、本文之通、

松平越中守

右同斷に付、登城、於御黒書院溜謁老中、

堀田備中守

名代 堀田紀三郎

右同斷に付、登城、於菊之間縁頼謁西尾隱岐守、

但御差圖之上謁之、

松平越前守

松平阿波守

右昨夜地震出火に付、爲伺御機嫌登城、於櫻之間謁同人、

但同斷、

松平左京太夫

右昨夜地震に付、御機嫌伺、并上使被成下候爲御禮登城、

於帝鑑之間縁頼謁同人、

但同斷、

松平陸奥守

右同斷に付、登城、於同席謁同人、

但同斷、

御使有馬兵部大輔

日光御門跡

右昨夜地震に付、爲御尋被遣之、

同花房志摩守

水戸中納言殿

同徳永伊豫守

紀伊中將殿

右同斷に付、爲御尋被遣之、

一右爲御禮、水戸殿、紀伊殿より被差上使者、於躑躅之間謁

西尾隱岐守、

但御差圖之上謁之、

一昨夜地震、火事に付、爲伺御機嫌、水戸前中納言殿、平川口

御門通奥江御登城有之、

大和守殿御渡、即日觸、

大目付江

昨夜地震に付、爲伺御機嫌、萬石以上之面々、月番之老中

江可被相越候、

但病氣、幼少之面々は、使者を以可相伺候、

在國在邑之面々は、飛札を以、御機嫌可相伺候、

右之通可被相觸候、

十月三日

御同人御渡、翌日觸、

大目付江

此度地震に付、御城内御破損所も數ヶ所有之候處、世上一般材木其外差支も可有之旨被思召候に付、御締場所之外、其儘被差置候旨被仰出候間、銘々屋敷も其心得を以、全く入用之箇所而已、格別手輕に普請致し候様、可被心得候、右之通可被相觸候、

十月

御同人御渡、觸同斷、

大目付江

昨夜寅下刻地震に而居屋敷其外大破に付、對客登城前差支候間、修復出來迄者、對客等無之候、此段面々江可被達置候事、

十月三日

一昨夜地震并火事に付、水戸前中納言殿を御城附罷出、於御臺所廊下謁御目付岡部駿河守、

但老中登城以前に付、本文之通り、

一右同斷に付、本壽院様江爲伺御機嫌、御三家方々使者被差出之、於躑躅之間謁御留守居關播磨守、

一右同斷に付、水戸前中納言殿を御城附罷出、於同席謁同人、

昨夜御近火、且晴光院様御住居御焼失に付、公方様爲伺御機嫌、御三家様方々被差上使者、於躑躅之間謁西尾隱岐守、

但御差圖之上謁之、

右同斷に付、御同所方々、右以使者本壽院様江被相伺之、於同席謁御留守居加藤伯耆守、

四日、

御座間

阿部伊勢守

居屋敷、地震に而潰、可爲難儀被思召候、依之金壹萬兩拜借被仰付之、

内藤紀伊守

居屋敷焼失、可爲難儀、勤柄之儀にも候間、思召を以、金壹萬兩拜借被仰付之、

本多越中守

居屋敷、地震に而潰、可爲難儀被思召候、依之金五千兩拜借被仰付之、

酒井右京亮

同文言、  
右於御前被仰付之、

松平薩摩守

右一昨夜地震に付、爲御尋上使被成下候爲御禮登城、於帝鑑之間縁頼謁松平市正、

但御差圖に付謁之、

伊勢守殿御渡、翌五日觸、

大目付

御目付

此度地震并大火に付、諸向難儀之儀をも被思召候に付、當年中、月次御禮不被爲請、亥猪御祝儀も不被仰出候間、一統不及出仕候事、

右之通、向々江早々可被相觸候、

十月

御同人御渡、觸同斷、

大目付江

諸大名上屋敷、地震并火災とも有之候間、格別可爲難儀思

召候間、勝手次第御暇可被下候、

右之趣、萬石以上之面々江早々可被達候、

十月

御同人御渡、十日觸、

大目付江、

今度地震に付、居屋敷皆潰、并類焼之面々、思召を以兼而  
諸拜借有之分、年賦上納之儀、年延に被成下候間、當暮者  
上納に不及候條、其向々江寄々可被達候、

十月

一今夜九時前、大手内腰掛潰所方出火に付、老中、若年寄中、  
九打五寸廻り追々登城、鎮火に而、九半打三寸廻り一同退  
出、

井伊掃部頭

松平越中守

右同斷に付、登城、於羽目之間謁大和守、

酒井修理太夫

右同斷に付、登城、於同席謁同人、

一右同斷に付、高家、御奏者番登城、於中之間謁同人、

松平越前守

右同斷に付、登城、於櫻之間謁西尾隱岐守、

但御差圖に付謁之、

松平讚岐守

松平式部大輔

右同斷に付、登城、於羽目之間謁御側衆小笠原若狹守、

但退出後に付、本文之通り、

松平三河守

右同斷に付、登城、於櫻之間謁御目付松平久之丞、

但同斷、

一右同斷に付、諸衆登城、於雁之間謁同人、

但同斷、

五日、

大和守殿御渡、翌日觸、

大目付

御目付江

此度地震に付、公儀江附候御禮事等、當分之内、兩月番江  
許可被相越候、

但兩御勝手江許相越候廉も、兩月番江可被相越候、

右之趣、向々江可被相達候、

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

御同人御渡、同斷、

大目付

江

御目付

伊勢守

紀伊守

此度地震に而、伊勢守者居屋敷潰候に付、本郷丸山下屋敷、紀伊守者居屋敷焼失に付、永田馬場屋敷、何れも當分住宅候、尤見廻等之儀者斷に候、

右之通、寄々可被達候、

十月

御同人御渡、觸同斷、

大目付

江

御目付

今度地震に而、家作等皆潰、又者半潰之面々者、類焼に而休候日數之半減、休可申候事、

但諸向一般之事に付、引續相休候而者、御用向御差支に

も可相成候間、申合割合相休候様可致候事、

右之通り、向々江可被相觸候、

十月

六日、

御座間

遠藤但馬守

右居屋敷類焼に付、可爲難儀と被思召候、依之金五千兩拜借被仰付之、

時服十

阿部伊勢守

右地震に而、居屋敷潰候に付、於御前御内々拜領之、

同

内藤紀伊守

右地震に而、居屋敷焼失に付、於御前御内々拜領之、

同五

本多越中守

同五

酒井右京亮

右地震に付、居屋敷潰候に付、於奥御内々被下之、

七日、

御使大澤右京太夫

日光山御宮祈禱料金五枚

御祈禱料銀百枚

日光御門跡

比叡山御祈禱料三十枚

右此度稀成地震に候處、其後も時々震動いたし、近年は諸國にも度々地震有之候に付而者、此上世上安全之御祈禱御執行之儀、被仰遣候、依之爲御祈禱料被遣之、

上使安藤長門守

銀百枚

増上寺方丈

右同斷に付、被遣之、  
大和守殿御達之覺寫、

大目付江

覺

今度地震、出火に付、來る十四日増上寺文昭院様御靈前御  
參詣御道筋等、御差支も可有之候に付、御沙汰止被仰出  
候事、

十月七日

右之趣、御道筋之向々江も無急度可被達置候事、

八日、

時服五

遠藤但馬守

右、地震に而居屋敷類焼に付、於奥御内々被下之、

伊勢守殿御渡、即日觸、

大目付

御目付江

今度地震に而居宅皆潰、又者及類焼候向、可爲難儀と被思  
召、當時御事多には候得共、格別之譯を以、萬石以下之面  
面、地方取共、左之通拜借被仰付候、請取方之儀は、御勘定  
奉行可被談候、

九千石より  
五千石迄、

金貳百兩、

安政二年

四千石より  
三千石迄、  
金百五拾兩、

二千石より  
千石迄、  
金百兩、

九百石より  
七百石迄、  
金五拾兩、

六百石より  
三百石迄、  
金參拾兩、

貳百石、  
金貳拾兩、

百石、  
金拾兩、

但百俵茂同斷、餘者准之、

右之通、類焼之向江拜借被仰付候、

九千石より  
五千石迄、  
金百四拾兩、

四千石より  
三千石迄、  
金百兩、

二千石より  
千石迄、  
金七拾兩、

九百石より  
七百石迄、  
金參拾五兩、

六百石より  
三百石迄、  
金貳拾兩、

貳百石、  
金拾四兩、

百石、  
金八兩、

但百俵茂同斷、餘者准之、

右之通、居宅皆潰家面々江拜借被仰付候、

但半潰之分江は、右之半減、拜借被仰付候、

一御足高、御足扶持共、拜借被仰付候事、

一御役料は相除候事、

震災豫防調査報告第四十六號

乙

一 御扶持方拾人扶持取、五十俵之積たるべき事、

一 高に附候御扶持方は、相除候事、

一 返納之儀は、來る巳年より拾ヶ年賦たるべき事、

一 今度地震に而、御家人末々輕き者共居宅皆潰、又は及類燒

可爲難儀候間、格別之譯を以、小給之者、末々に至迄、爲

御救左之通御金被下候、請取方之儀者、御勘定奉行可被談

候、

九十俵より

金七兩、

五十俵迄、

金五兩、

四十俵より

金參兩、

三十俵迄、

金貳兩、

十五俵以下、

金貳兩、

九十俵より

金五兩、

五十俵迄、

金四兩、

四十俵より

金貳兩貳分、

三十俵迄、

金壹兩貳分、

十五俵以下、

金壹兩貳分、

右者、皆潰家之者共江被下候、

但半潰之分者、右之半減被下候、

右之通可被相觸候、

十月八日

十一日、

大和守殿御渡、明後十四日觸、

大目付江

此度地震に而諸民可及難儀候間、御鷹投飼場江不被遣候、

依之當年者御鷹之鳥被下間敷候、此段例年御鳥被下候面

面江可被達候、

十月

御同人御渡、來る十六日觸、

大目付

江  
御目付

此度地震に付、屋敷之外構等も多分破損致し、手薄之儀に

付、當分之内組合之屋敷に申付、家來二三人宛、屋敷外晝

夜に不限、繁々可被相廻候、尤怪敷者見出候は、捕之、不

及届、町奉行江可被相渡候、勿論捕違候分は不苦候、

右之趣、向々江可被相觸候、

十月

十二日、

御座間

牧野備前守



右居屋敷、地震に而潰、可爲難儀、勤柄之儀にも候間、思召を以、金五千兩拜借被仰付之、

久世大和守

同文言、

鳥居丹波守

右居屋敷、地震に而及大破、潰所等も有之、可爲難儀と被思召、依之金貳千五百兩拜借被仰付之、

本庄安藝守

同文言、

大和守殿御渡、即日觸、

大目付江

地震に付、住居潰れ、或は焼失之老中初江、諸家より爲見舞音物差贈候向も有之候得共、諸家迎も同様災厄に遭、莫太之入費可有之事に付、此度は爲見舞、老中初諸役人等江音物差越候儀、聊たりとも一切無之様、諸家之向々江、無急度及噂候様達之事、

伊勢守殿御渡、十四日觸、

大目付江

此度江戸表地震、出火に付、材木其外之諸色、商人共より在方江注文申遣候はゞ、元直段成丈下直に賣出、運賃等決

而引上げ申間敷候、若無謂高直に致し候者於有之者、可爲曲事者也、

右之趣、御料者御代官、私領者領主、地頭より、不洩様可被相觸候、

右之通可相觸候、

十月

十三日、

伊勢守殿御渡、

大目付江

此度地震并類焼等致し候萬石以上之面々、居屋敷普請等、銘々之家格に不拘、御曲輪外は勿論、御曲輪内たりとも、家作之儀、精々手輕に普請可被致候、門杯も是迄長屋門等之場所者、冠木門に致し、長屋向其外腰瓦、并瓦葺にも不及、當分之内は板屋根等に而差置、如何様龜末に候とも聊不苦候、萬石已下之面々にも、右に准じ、箇成雨露を凌候迄に、可成丈手輕に普請可被致置候、

十月

十七日、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

松平陸奥守

此度稀成地震等に而、不取敢上納米仕度旨、内願之通り達御聽、奇特之事に被思召候、依之壹萬俵上納被仰付候、此節御救助筋之御用途に可被差加候、  
右於御白書院縁頼、老中列座、大和守申渡之、

廿一日、

伊勢守殿御渡、翌日觸、

大目付

御目付

此度地震并出火に付而者、銘々家作之都合も可有之候間、屋敷相對替致したき面々者、年限不相立内に而も、願差出不苦候事、  
右之通、寄々可被達候、

十月

廿八日、

本多中務大輔

居屋敷、地震に而潰、其上類焼に付、作事入用等差湊、朝鮮人來聘御用も相勤、可爲難儀と被思召候、依之別段之譯を以、金三千兩拜借被仰付候、返納之儀者、御勘定奉行可被談候、

同文言、

松平豐前守

安藤長門守

居屋敷地震に而潰候箇所も有之、其餘破損多之趣、可爲難儀候、拜借金之儀は、難被及御沙汰候得共、別段之譯を以、金三千兩拜借被仰付候、返納之儀は、御勘定奉行可被談候、

右於芙蓉之間、老中列座、備前守申渡、書付相渡之、

廿九日、

伊勢守殿御渡、來月四日觸、

大目付

此度地震に而、類焼并潰家等相成候面々、屋敷内空地等無之、立退方差支候向も有之哉に相聞候、普請之儀に付而者、先達而相觸候趣も有之候間、可成丈建坪取縮、空地出來、非常之節、怪我等無之、立退相成候様、可被心掛候、  
右之通可被相觸候

十月

十一月十三日、

時服十五

松平陸奥守

右上納米仕、御用途にも相成候に付被下旨、於御白書院縁

類、老中列座、大和守申渡之、

時服一重

増上寺大僧正

此度地震に付、度々救之ため差出金致し候段、奇特之儀と(被カ)の思召候、依之被下之、

右於同席、列座同前、同人申渡之、

〔時風録〕

十月二日夜四時大地震、其上所々出火、  
安政二年十月二日の大地震は、昇平の世の大變なり、よりて  
こゝに其あらましをしるし置ぬ、

今を去ること百五十三年、元祿十六年十一月廿二日夜、江  
戸、小田原大地震、其頃天野彌五右衛門といへる老人の曰、  
星低ひ磁きく見へ、冬温かなる年は、地震あるものぞとて、家(年脱カ)に  
かすがひうち、繩からげなごして置けるに、果して其大地震  
ありしとぞ、こゝに思ひあたれることあれ、頃年冬暖かに  
して、寒中雪ふること稀なり、また今年夏入初めより、巽に  
あたりて大なる星いづ、其光甚しく、人々怪み思へり、是ひ  
きく見ゆる故なりしか、茲に十月二日は、ひめもす空曇り、  
小雨そぼふり、巳中刻頃、また巽にあたりて、虹の如くその  
長十丈ほごなるすぐの氣たつ、山田某、品川にてし夜は殊に寒く  
して空はれたり、其過日頃怪しき光りもの四方にひらめき

安政二年

わたるやいなや、大地震に鳴動し、山川を覆へし、人屋を震  
倒す事、一時に數萬軒、其響恰も百千雷の落かゝれる如し、  
いまだ二更の宵なれど、たま〜ふじごにいりしものは、そ  
の物音に夢覺て、こはそもいかにと、こけつまるびつ泣わめ  
きつ逡迷ふ、或るはそのまゝ押しにうたれ、あるは瓦にあた  
り、石につまづき、溝におちいり、傷つく者も少からず、う  
からやからを救ふとて、其身もろとも死するもあり、漸く我  
家をのがれいでて、隣(ほ)れるいへに打倒さるゝもあり、斯而處  
處に火煙俄に天をおふひ、夜も猶白晝の如く、凡三十餘口の  
猛火、炎々空を焦すといへど、これを防にいとまなければ、  
たゞ風のまに〜燃移り、炎ほに焦がれ、煙りにむせび、呼  
べと叫べと救ふ人なく、是が爲まゝ死するもまた多し、實に  
や深窓に長となり、錦繡にまとはれし身も、歩行はだこ志  
て、四方にあこがれ、君にさき立、臣におくれ、親に別れ、子  
を失なひ、夫婦兄弟等ちり〜に血に染み、なみだを流して  
逝まごふさま、佛のいはゆる修羅道もかくやと思ふばかり  
にて、哀れといふも愚かなり、大君にも吹上の御園灌見の御  
茶亭へ渡せらる、本壽院様には、諏訪の御茶屋へ渡せらる、晴光  
院様には大手前御住居より新茶屋へ渡せらる、御城御  
櫓、多門、御門々、塀、石垣など、震崩されずといふことなし、  
汐見御門續御多門、蓮池御金藏後、御多門、二丸喰違内御多門、内櫻田御  
門後御櫓、西丸二重御櫓、井續御多門、竹橋九十間御多門等、盡く震潰す、

五三七

又西九下にては松平肥後守、中屋敷、松平下總守、内藤紀伊守、大手前には酒井雅樂頭、中屋敷、森川出羽守、八代洲河岸には火消屋敷、火の見櫓残る、屋根のみ震落し、太鼓、半鐘とも何れへ飛行、松平しや見へざるよし番士は震落されしがつゝがなとぞ、松平因幡守、遠藤但馬守等、類焼す、その外諸侯伯權門の館々、震倒すこと大半なり、扱又御郭外は大小名の邸をはじめ、武家、町家、近郷の民家に至る迄、家藏の震潰れ、焼失すること夥しくして、盡くしるすあたはず、出火大小三十二口、幅三町に直して二里十九町なりとぞ、また近年これに火移りて焼るも少からず、死亡する人、また擧て數ふるに暇あらず、そが中に小川町、下谷、根津、淺草、本所、深川、吉原、千住のわたり、潰家あまたにして、一時原野となり、人の死傷も思ふべし、殊更吉原は遊客の夜興いまだなかばならざる時なれば、數千の男女、樓上樓下に立さわぐうち、忽ち震倒され、郭中一時に猛火となりて、生残りしはまれなりとぞ、けだし高地は震ふこと輕き<sup>(さか)</sup>にや、潰家、死人共少なく、出火もまたなけれど、一軒として藏壁の全からざるはなし、麴町邊、番町邊、駿河臺本郷邊、小石川小日向上水を境北之方、牛込麻布、青山に出る迄、高地のみ輕し又土藏、土塀、石垣、二階家、五葺、根繼の家など、甚しくいた、山王、神田の兩社、東叡、三縁の兩山、つゝがなく、淺草寺塔の九りんまがる、天王寺の塔は九りんちる、都而塔、火之見櫓の倒れざるは、製作の工みなるか、川邊などは地裂ること一二尺、或は四五尺、さながら道路に谷つくれるが如し、

四ツ谷にては玉川上水の樋崩れ、大地數ヶ所穿つが如く、路上に水吹いで、はからぬ水難に逢ふ者もありとかや、さればかの水を汲む家々は、俄に水とぼしく、からふじて渴をしのげりとぞ、品川には會津侯の鎮成する二番の御臺場、失火して合薬に火移りて、衛士逃るに道なく、焼死せざるはまれなりとぞ、衛士逃ることあたはず、自殺せしもありといふ、扱其夜は何れもちまたに奔走して、明日を遅しと待わびけり、次の日巳の刻頃、火漸く鎮りぬれば、人々少しく心おちゐて、家をやきたるものはいざ、さなきものもあるは庭、あるは原野、路上に竹木をゆひ、むしろなごもて、おのがさまん、小屋しつらい、暫く雨露を凌げごも、いまだ夜となく晝となき小地震に、氣も魂も身にそわす、夜もいを安ふせずして、ひと日くとぞ送りける、(は)折々の地震なれど、さしたる事なし、七日夜六時頃、少しく甚し、本所邊には潰家、死人ありといふ、十八日夜強雨、小屋がけの者盡く難儀す、又其夜雷の如き音聞ゆ、或人所々に張札して、地氣一たび發すれば、再度の大地震はなきもの也、原野に住居せば、風寒濕を受て煩ふべし、各宜しく本家にかへりて安堵すべしと、かゝる時には人の芝、築地、深川わたり海邊に住居する人々は、今や津浪の來らんかと、これを避る者も又多しといふ、これまた一どうの憂苦なり、されごも其害なきこそ目出度けれ、或人いへるは、引汐に地震すれば、津浪の憂なしといふ、さもあるべし、また姦賊その虚をうかひ、あしわざせんとか、いつは大地震あり、いつは津浪來るなど云觸し、人心を惑はすもあり、惡むべきの甚し、斯而中にもうからやからを失ひしものは、そが亡がらをこゝかこより押わけかきわけ掘

いだし、日（りどいふ）をへてほり出され、いきある人（あ）、何れも寺院へ送れるとぞ、はや桶又は瓶にいるはまれなり、或るは酒樽、油樽、砂糖樽、素麴箱、あるは町々の天水桶、何くれのくぼかなるもの（いれ）、また菰にまきて車につみ、蒲團につみ、菰に巻（て）脊おふて行もあり、多く送れる寺々は、穴をうがつにいとまなければ、かたへにつみ置（て）、つち堀埋め抔する、誠に目もあてられぬありさまなり、吉原、本所、深川わたり、夜なくおのづから人の泣叫ぶ聲止ず、女童べはおちおそれつゝ、これ（まこと）が爲に住居を移せし人もありしとぞ、（是其夜の聲、耳そこに残りし故ならん、いぶかしきこと）こたび火災に逢へる人々は、頼みとせし土藏を失ひ、實にも火急のことゆゑ、日々に缺べからざるの品といへども、持のくにいたらねば、金錢ありても粟はなく、粟ありても炊器なく、不自由なること云ばかりなし、日にそひ屋敷屋敷のかこひも成り、何れもあらたに假家をしつらひ、又はかたむ（ふ）きし家々には、向梁、かすがひなど打て、わづかに風雨をしのぐのみ、こ（こ）におゐて日頃遊惰驕逸の輩も、はじめて夢の覺めたる如く、大平の有難かりしをしりて、自ら大工、左官の手傳、あるはちもちなどして、衣は寒きを凌ぎ、食は飢を凌ぎ、家は風雨をしのぐにさへ足ればなど云あへるも、心のまことにかへれるにや、殊勝にも又哀れ也、嗚呼今年い

安政二年

かなれば、かゝる天災ありて、さしも繁華なりし大江戸の、かく暫時に灰燼曠野となり、多くの人民をそこなひ、上下の困窮すること哀むべし、かなしむべし、されどもかく世上人民の憂苦を思召給ける、

明君の御仁恵に、町々江食を賜り、所々に御小屋を建て、貧民を救はせ給ふ、（幸橋御門外淺草廣小路、上野山下、深川海邊新田、同永代寺境内、都合五箇所、東叡法主にも、その山下に建させらる、富れ町人、夫々施しを出す、それが御褒美とし、また類焼、潰家の大小名をはじめ、御家人の面々へは、夫々御金を貸し、或は賜り、

又彼變災に横死する者少なからざるを歎がせ給ひ、上野凌雲閣（院カ）をはじめ、十二ヶ寺江命せられ、二夜三日の大法會修行

させ給ふ、（凌雲院は淺草寺へ出張、増上寺方丈は回向院へ出張、諸寺諸山の僧侶集會して修行あり、人群集する、こゝに又五

穀その外竹木の價、修理作料、過分に食らざるやうとの嚴命下りて、人々其恵みを仰ぐ也、たま／＼その虚に乗じ、利を貪るの姦民あれば、忽ちひとやにつなぎて、その他を懲じめらる、有がたかりし事どもなり、

安政乙卯仲冬

翠岡主人記

安政二卯年十月二日夜大地震に付、變死人、潰家、潰土藏、書上高、

市中取締掛

名 主

震災豫防調査報告第四十六號

乙

壹番組、日本橋より今  
川橋邊迄、

一變死人八十一人、

内男四十一人、  
女四十人、

一潰家百三十三軒、

一潰土藏二十三ヶ所、

二番組、葺屋町ふ兩國横山  
町御玉ヶ池邊迄、

一變死人八十九人、

内男三十一人、  
女五十八人、

一潰家百八十五軒、

一潰土藏五十七ヶ所、

三番組、淺草御門外ふ  
花川戸邊迄、

一變死人五百六拾六人、

内男貳百六拾三人、  
女三百三人、

一潰家千四拾七軒、

一潰土藏四拾壹ヶ所、

四番組、日本橋南方ふ左右御  
堀端迄、通四丁目迄、

一變死人拾五人、

内男七人、  
女八人、

一潰家四拾貳軒、

一潰土藏七ヶ所、

五番組、中橋ふ南方左右御  
堀端迄、京橋限り、

一變死人貳拾七人、

内男拾人、  
女拾七人、

一潰家六拾貳棟、

一潰土藏八ヶ所、

六番組、京橋ふ南方新橋迄、  
左右御堀端限り、

一變死人八人、

内男六人、  
女貳人、

一潰家六棟、

一潰土藏五ヶ所、

七番組、

一變死人六拾七人、

内男拾九人、  
女四拾八人、

一潰家百五拾六軒、

一潰土藏貳拾六ヶ所、

八番組、

一變死人七拾九人、

内男四拾貳人、  
女三拾七人、

一潰家四百九拾四軒、

一潰土藏六拾三ヶ所、

九番組、金杉橋南方、  
麻布邊一圓、

一變死人拾八人、

內男五人、  
女拾三人

一潰家百拾五軒、

一潰土藏拾四ヶ所、

拾番組、青山一圓、芝  
臺町、高輪邊、

一變死人拾三人、

內男五人、  
女六人、

一潰家貳拾九軒、

一潰土藏無之、

十壹番組、今川橋北之方  
內神田一圓、

一變死人七十三人、

內男二十八人、  
女四十五人、

一潰家百五拾四軒、

一潰土藏三十二ヶ所、

十二番組、外神田一圓、  
湯島本郷邊、

一變死人拾壹人、

內男五人、  
女六人、

一潰家六拾七棟、

一潰土藏六ヶ所、

十三番組、上野邊山下、  
谷、谷中一圓、

一變死人三百七拾貳人、

內男百六拾壹人、  
女二百十壹人、

一潰家千五百貳拾壹棟、

一潰土藏百三拾八ヶ所、

十四番組、駒込、小石川一圓、本郷  
少々交り、小日向邊、

一變死人三十壹人、

內男十二人、  
女十九人、

一潰家七百四拾三軒、

一潰土藏十九ヶ所、

十五番組、飯田町、麴町、牛  
込、四ヶ谷一圓、

一變死人六十三人、

內男二十五人、  
女三十五人、

一潰家三百三拾七軒、

一潰土藏三拾九ヶ所、

十六番組、向兩國一圓、  
堅川通、

一變死人三百八十五人、

內男百六十九人、  
女二百十六人、

一潰家二千三百七軒、

一潰土藏百拾六ヶ所、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

十七番組、深川と唱候場所一圓、

一變死人八百六十八人、

内男四百五十三人、女四百十五人、

一潰家二百五拾四軒、

一潰土藏壹ヶ所、

十八番組、本所と唱候場所一圓、

一變死人四百十七人、

内男百八十九人、女二百二十八人、

一潰家五軒、

一潰土藏壹ヶ所、

番外品川、御支配計、

一變死人六人、

内男三人、女三人、

一潰家十八軒、

一潰土藏無之、

總高合

變死三千八百九拾五人、

内男千六百十六人、女二千二百七十九人、

潰家壹萬四千三百四拾六軒、

千七百二十四棟、

潰土藏千四百四ヶ所、

右は地震に付、變死人數并潰家、潰土藏員數、組々總數縊高取調奉申上候、以上、

市中取締

卯十月

名主共

下げ札

〔御城書〕  
但武家方支配違相除、町御奉行御支配許、燒失場所幅貳町に直して、

二里十九町、重怪我人千九百人餘、

〔御城書〕  
安政二年十月三日、

一昨夜稀成地震に付、爲御伺御機嫌中納言様○水戸齊昭、右御登城

被遊、於御白書院御縁頬、御老中未だ登城以前に付、御側

衆太田播磨守江御逢、御退散被遊候、

一御書院番頭花房志摩守、唯今中納言様江地震に付、御尋之

上使被進候に付、御城退出、直に御屋形江參上、且衣服之

儀者、服紗麻上下着用之由御座候、

一右之通に付、御座敷向御大破に付、被通候席にも差支可申



段相答置申候、

一昨夜之地震に付、公方様即刻吹上御庭江御立退被遊候處、今朝六ツ半時、還御被遊候、

一阿部伊勢守、本多越中守居屋敷、地震に而大破に付、御用番代り久世大和守、鳥居丹波守相勤申候、

一大目付柳生播磨守、阿部伊勢守申渡、諸向江相達候由に而、御城附共江爲心得爲見申候書付寫、

火之元取締之儀に付、先達而中御世話も有之、都而取締行届候儀に者候得共、此節追々火事沙汰も有之候間、諸事去寅年相達候通相心得、組之者共見廻り方等、繁々爲見廻、厚く心附候様可被致候、

右之通、町奉行江相達候間、武家屋敷に而茂、猶更火之元入念申付候様、向々江可被達候、

五日、

一御老中、若年寄、地震に而居屋舗大破、并燒失之分、左之通、

大破に付、本郷丸山屋敷江引移、

大破、

阿部伊勢守○正弘、老中、

同斷、

牧野備前守○忠雅、老中、

大破、且表長屋許燒失、永田馬場江引移、

久世大和守○廣周、老中、

大破、

内藤紀伊守○信親、老中、

鳥居丹波守○忠舉、

大破に付、赤坂今井谷江三日之夜引移、燒失に付、牛込若宮江三日之夜引移、

大破、

本多越中守○忠徳、若年寄、

大破、

遠藤但馬守○胤統、若年寄、

右之通御座候、

本莊安藝守、

一御普請奉行河野對馬守、指越候書付寫、

玉川上水、四ツ谷御門外天徳寺門前代地町屋角より御堀端通り柴田能登守屋敷前迄、石垣樋柵急破假養に付、明六日より往來差留申候、此段申達候、相濟次第、猶又可申達候、

十月五日

七日、

一御普請奉行河野對馬守、差越候書付寫、

玉川上水、四谷大木戸より麴町拾貳町目横町角迄、石垣樋柵急破假養に付、明八日より道々往來指留申候、此段申達候、相濟次第、猶又可申達候、

十月七日

十日、

一増上寺御靈屋向、地震に而御破損に付、諸向參詣指留候旨、大目付跡部甲斐守申聞候、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

十九日、

一東叡山御宮御靈屋御場所向大破に付、諸向參詣不相成候段、久世大和守申渡候旨、大目付筒井肥前守方、御城附共江爲心得申聞候、

十一月十八日、

一尾張様方久世大和守江爲御達之御書付寫、

去月二日夜地震に付、市谷屋形并所々屋敷損所等、左之通、

市谷屋形、

一中玄關式臺潰、本家大損、

一殿中奥間向半潰、

一廣敷玄關大損、

一奥膳所半潰、

一高廊下續潰、

一庭内茶屋潰、

一同半潰、

一社倒、

一土藏潰、

但梁間貳間半、桁行十五間、

一同半潰、

一長局半潰、

一物置、小屋等潰、

一長屋潰、

一同半潰、

一門、腰掛共潰、

一門半潰、

一屋形内門潰、

一文武稽古所半潰、

一練塀倒、

一高塀倒、

一辻番所潰、

一同半潰、

一番所潰、

一同半潰、

一厩半潰、

一井戸大損、

一石垣崩、

麴町屋敷、

一鍬石門并番所、腰掛共潰、

一物見半潰、

三棟、

二十一棟、

九棟、

五十二棟、

一ヶ所、

二ヶ所、

六ヶ所、

一棟、

二百六十五間程、

四百間程、

一ヶ所、

二ヶ所、

二ヶ所、

二ヶ所、

一棟、

二ヶ所、

二十七ヶ所、

一棟、

一社半潰、	一ヶ所、	一高塀倒、	二百六十一間、
一土藏半潰、	一棟、	一番所半潰、	三ヶ所、
一長屋潰、	一棟、	一腰掛半潰、	一棟、
一同半潰、	十八棟、	一鷹鉶鳥部屋潰、	一ヶ所、
一門半潰、	七ヶ所、	一石垣、石段崩、	二拾ヶ所、
一高塀半潰、	二百五十六間程、	一石橋大損、	一ヶ所、
一番所半潰、	十一ヶ所、	四谷御堀端屋敷、	
一大工小屋潰、	一棟、	一石垣崩、	二拾六間餘、
一石垣崩、	百六十一間程、	木挽町築地濱屋敷、	
一石橋落、	二間餘、	一庭内茶屋立關半潰、	五棟、
和田戸山屋敷、		一同間向之内半潰、	一棟、
一殿中間向損、	三棟、	一同廊下半潰、	二棟、
一同廣敷間向潰、	一棟、	一同臺所半潰、	一棟、
一同廊下并詰所向半潰、	二十六棟、	一土藏潰、	六棟、
一庭内茶屋潰、	一ヶ所、	一同半潰、	十一棟、
一同半潰、	十五ヶ所、	一長屋半潰、	一ヶ所、
一堂、社潰、	五ヶ所、	一門潰、	一ヶ所、
一同半潰、	十ヶ所、	一稽古小屋潰、	一ヶ所、
一土藏半潰、	八棟、	一高塀、板塀倒、	三十七間、
一長屋半潰、	五棟、	一矢來倒、	百九間餘、

- 一船小屋潰、船共、一棟、
- 一同半潰、二棟、
- 一辻番所半潰、一ヶ所、
- 一番所潰、二ヶ所、
- 一同半潰、三ヶ所、
- 一物置半潰、二棟、
- 一橋大損、一ヶ所、
- 一橋刎木大損、一ヶ所、
- 一井戸大損、五ヶ所、
- 一石垣崩、二十八間、
- 一同半崩、十間餘、
- 一同孕、三拾八間餘、
- 四谷内藤宿屋敷、
- 一岩組崩、一ヶ所、
- 一堂半潰、一ヶ所、
- 川田久保屋敷、
- 一長屋半潰、三棟、
- 蠣殻町屋敷、
- 一長屋半潰、一棟、
- 一土藏潰、一棟、

- 一高塀潰、二間、
- 右之通御座候、其外殿中一圓大損、并所々小損之分は夥敷、死人、怪我人も御座候、此段申達候様、國許方被申付越候、
- 右承知仕候旨、申聞候由御座候、
- 十二月七日、
- 一牧野備前守江、常阿彌を以爲御達之御書附寫、
- 水戸殿屋形向、當十月二日夜地震之節、住居向并御守殿、尙又家中長屋、其外駒込中屋敷、小梅藏屋敷等に至迄、破損相成候ヶ所取調、此段被申達候、
- 小石川上屋敷、
- 一住居向、不殘大破、
- 一玄關、中之口共、同斷、
- 一御守殿、破損、
- 一通用門四ヶ所、大破、
- 内貳ヶ所崩、
- 一土藏三拾三ヶ所、
- 内貳棟潰、
- 一同表通り貳拾五間壹棟、大破、
- 一同貳拾壹間壹棟、大破、

一長屋四拾貳棟、破損、

內表長屋

長四拾九間、

長四拾八間、

長四拾五間、

長五拾三間、

右之分大破、

一同內長屋拾七棟、潰、

貳拾五棟、破損、

一表門并外腰掛、

長拾五間壹棟、潰、

一同所物見、

長拾八間壹棟、破損、

一表門向辻番、破損、

一厩壹棟、同斷、

一文學稽古所、大破、

一神社貳ヶ所、破損、

駒込中屋敷、

一玄關并住居向、破損、

一通用門貳ヶ所、同斷、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹ヶ所、

內壹ヶ所潰、

一土藏三ヶ所、破損、

一長屋三棟、同斷、

一厩壹ヶ所、同斷、

小梅藏屋敷、

一米藏八棟、破損、

內四棟、潰、

一長屋三棟、破損、

內貳棟、潰、

本所一ツ目石塲、

一通用門壹ヶ所、潰、

一土藏五棟、破損、

內壹ヶ所、潰、

一長屋向五ヶ所、破損、

一怪我人八拾四人、

內男六拾五人、  
女拾九人、

一即死人四拾八人、

內男貳拾九人、  
女拾九人、

右之通御座候、

十九日、

堀田備中守

此度地震に付、御城内外、上野御宮并御靈屋向御損所、御修復御用掛り、

右、御直に被仰含之候、

一 紀州様々牧野備前守江爲御達之御書付寫、

當十月二日夜地震に付、紀伊殿屋形玄關、書院、表座敷向は、強損茂無之候得共、奥廣敷向、且表諸役所之建物、長屋等、及大破、土藏且土塀者、大様崩申候、且麴町其外屋敷屋敷之建物も、悉及大破、右損ケ所、荒増別紙之通御座候、尤怪我人も御座候、此段申達候様被申付候、別紙

赤坂屋敷之分、

- 一 表門内中雀門續建物、皆潰、
- 一 表門外辻番所、皆潰、
- 一 同所白洲脇門、皆潰、
- 一 住居内奥向、并青山住居内廣式向、皆潰、三ヶ所、
- 一 表諸役所等建物、皆潰、八ヶ所、
- 一 内外長屋、皆潰、百拾五間程、
- 一 庭内馬見所、皆潰、貳ヶ所、
- 一 土塀崩、四百拾間餘、

一 土藏破損、五拾四ヶ所、

内 皆潰、三ヶ所、  
破損、五拾壹ヶ所、

一家中土藏破損、四拾六ヶ所、

内 皆潰、四ヶ所、  
破損、四拾壹ヶ所、

麴町屋敷之分、

- 一 長屋皆潰、五拾五間程、
- 一 同半潰、三拾間餘、
- 一 土塀崩、七拾間餘、
- 一 土藏破損、四ヶ所、  
内 皆潰、壹ヶ所、  
破損、三ヶ所、
- 芝屋敷之分、
- 一 住居向、其外建物百三十坪餘、皆潰、
- 一 表門番所、皆潰、
- 一 内外長屋皆潰、三拾五間程、
- 一 土塀崩、貳拾六間程、
- 一 土藏破損、五ヶ所、
- 八町堀屋敷之分、
- 一 土塀崩、百貳拾五間程、
- 一 土藏破損、貳ヶ所、
- 濱町屋敷之分、

- 一 土藏破損、五拾四ヶ所、
- 一 土藏破損、四拾六ヶ所、
- 一 土藏破損、五ヶ所、
- 一 土藏破損、貳ヶ所、
- 一 土藏破損、貳ヶ所、

一建物百拾五坪程、皆潰、

一同長屋半潰、貳拾間餘、

一門壹ヶ所、皆潰、

一土塀崩、八拾間程、

一土藏破損、八ヶ所、

右之外赤坂屋敷を初、所々屋敷々々總體家根、其外破損之場所多、石垣等も崩御座候、

右承知仕候旨、申聞候由御座候、

十二日、

御勘定奉所

松平河内守、

御作事奉行

遠山隼人正

同

御普請奉行

中川飛彈守、

河野對馬守

同

小普請奉行

伊澤美作守、

江原下總守

同

大澤豊後守、

小普請奉行  
次席御目付

塚越吟味役藤助、

鶺殿民部少輔

地震に付、御城内所々損所、御修覆御用被仰付旨、

右、牧野備前守申渡之候、

御勘定奉行

水野筑後守、

小普請奉行

大澤豊後守

御目付

岩瀬修理、

御勘定吟味役

勝田次郎

同斷に付、上野御宮御靈屋御廟向、其外御損所、御修覆御

用被仰付旨、

右、牧野備前守申渡之候、

二十九日、

一今日御手傳被仰付候面々不殘江、通達可致之書付寫、

近年異國船渡來に付、御備向御用途多之砌、禁裏炎上、

且今般之地震に付而は、御城内外、兩山御宮御靈屋等及

大破、其上東海道筋、關東筋川々堤、川除迄も、夥敷破損

致し候に付、夫々御手傳被仰付候筈候得共、何も江戸屋

敷、其外地震に而及大破、難儀致し候折柄、御城内外并

兩山御宮御靈屋向、且川々御普請に至迄、思召を以、公

儀皆御入用に被仰付候得共、禁裏御所方御普請之分は、

別段之御譯柄に付、一同太儀には被思召候得共、無御據

御手傳被仰付との御沙汰に候、

三年七月十日、

土屋采女正

名代 土屋 求馬

居屋敷、地震に而潰候箇所も有之、其餘破損多之趣、可爲難

儀候、拜借金之儀は難被及御沙汰候得共、別段之譯を以、

金貳千兩拜借被仰付旨、

右、牧野備前守申渡之候、

十三日、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

松平下總守○忠國、忍城主

年來御備場御用相勤、度々持場替をも被仰付候に付、入費多折柄、去年當地(江戸)并在所表之地震損引續き候に付、出格之譯を以、金壹萬兩被下候間、彌入精御備相整候様可被致候、

右、於御黒書院溜、老中列座、備前守渡之、二十九日、

脇坂淡路守

名代 水谷 主水

居屋敷、地震に而潰ケ所も有之、其餘悉大破之趣、可爲難儀候、拜借金之儀は難被及御沙汰候得共、別段之譯を以、金三千兩拜借被仰付旨、

右、牧野備前守申渡之候、

十二月二十四日、

御座間

堀田備中守

御城内外并上野御宮、兩山御靈屋御廟向、其外地震御損所御修覆御用相勤候に付、  
右、御手自御刀被下之、

本多越中守

同斷に付、

右、於御前御刀被下之、

(破窓の記) 理科大學地震學教室所藏

安政二年乙卯十月二日、晝のほどは天曇り雨の氣を含めり、夜に入てからく晴る、戌の半刻過ぎ、吾は姉人と小婢の間に在りて、手爐によりつゝ眠をもよほすをりから、なるぶりと覺しくて、天地おのづから聲あり、姉に婢はあといひざま我にすがるを扶けつゝ、梁をよぎたる柱にいざりよるに、ぐわらくひし〜と千よろづの雷鳴りわたるやうなるに、人人のをめき叫ぶこゑ、をうちこちに聞ゆ、をりしも二階二階居層樓居室とも書くべけれど、さまでは物しりゆかしく、をこのわごなれば略しつ、以下また是に倣ひて目やくす記せり、に積たる書櫃、又居間の架より雜具ども頽れおち、壁又障子などは浪のうつやうに見え、天井、鴨居動きひしめき、女どもはたぶに消えいるばかりなりしかど、ほどなく揺りやみしかば、をちこちに人聲さうぞき聞ゆ、女どももやう〜心ちつきしかば、やをら老の身を起し、箭戸引あけてやる、人々火あやうし、火所に心せよとこしはがれ聲をあげつゝ、提燈ともして外面を見やれば、我あづかる所の連屋ひと棟の廂、みな崩れおちたればあきれながら、身うち疵つきものはなきや、あまりにあわてゝ身をな害ひぞなごいひつゝ問ふに、人みな色



をうしなひ、いまだ息もつきあへねど、疵も得ぬよし皆まうす、此歡び我身にとりていとかぎりなしといらふ、又我家を見るに壁こぼれ、柱はひづみたれど、住わぶるほどにはあらず、さるをりから火のおこりしを知らする半鐘のおと、そここに聞ゆ、屋の上によぢ登りて見れば、東は本所、巽は深川、西は丸の内、乾は小川町、南は京橋の邊り、北は下谷、良は千住、吉原、淺草、すべて火の口はたちばかり見ゆ、丸の内京橋の邊り杯の近きは、火の子火の子といへる事、平家物語に見ゆ、ちりぼひ、家々の燃る音さへあからさまにて、いと／＼すさまじ、其夜は北風にて、京橋の火は我をる町西河、をこりにせれば、氣づかほしからず、又丸の内の火は、火の行かたはらにあたれり、小川町のは追風にていと／＼あしければ、とにかく火のやう見んとて家を出づ、時に丑の刻ばかりなり、我町はぬりごめおほかた崩れたれど、家々は庇おち傾きたるのみにて、ひたと倒れたるはなく、一石橋の南の橋ぎはの石垣、少しく崩れおち、いした／＼みゆるぎ壞れたり、此橋を北鞘町のかたざまへわたるに、なるぶりのためにつちのすべてあれすさみしは、おほかたひとひらの紙をもみじに似たれば、こゝにいはず、又さがたきは後にもいふべし、先鎌倉河岸より二三番の御火除原の前を過ぎ、四番のはらのうしろへよぎれば、小川

町松平豊前守殿、本郷丹後守殿焼る、裏神保小路北側西の角より一ツ橋通り、小川町東の方片側、裏猿樂町堀田備中守殿西角々、おしなべて水道橋の邊り迄、御旗本衆屋敷焼る、四番の御火除原のつゞき、御堀端小出伊勢守殿、大津右京太夫殿屋敷前々、組板橋迄のあはひ大路裂る、ほのほは今みさかりなり、行々足もこぶまらねば、あゆみを歸して見やるに、一ツ橋御門の左右石垣いたく崩る、此御門を入れて右手のかたざまへ行くに、第宅築地あるはつぶれまたは倒れて、所せき中を踏わけつゝ、火のあるかたを見るに、大手御門向ふ酒井雅樂頭殿上中二屋敷、辰の口森川出羽守殿邸焼る、猶和田倉御門の内にはのほ見ゆ、後に聞けば、御門内松平肥後守殿上下二屋敷、松平下總守殿、西九下内藤紀伊守殿焼る、松平玄蕃頭殿屋敷焼込、又和田倉御番所等焼る、又山下御門、幸橋御門、内外櫻田邊は、松平肥前守殿、松平大膳太夫殿、松平時之助殿、伊東修理太夫殿、龜井隱岐守殿、南部美濃守殿、有馬備後守殿、丹羽長門守殿、北條美濃守殿、松平薩摩守殿中屋敷等、なべて焼る、又松平肥後守殿御持場内海二の御臺場焼しと也、そはおきて八代洲河岸の方へゆくに、遠藤但馬守殿同續定火消役御屋敷、又松平相摸守殿上下二屋敷、本多中務大輔殿、永井遠江守殿屋敷等焼る、馬場先御門左右石垣い

## 震災豫防調査報告第四十六號

乙

たく頼る、こゝより家路をさす、道すがら見るに、龍の口阿部伊勢守殿第宅潰れ、築地倒る、傳奏御屋敷、御評定所潰れ、築地は御堀端へ倒れて、小路いと狭く、地又裂たり、終に呉服橋御門より家に歸りぬ、市中の人々は、再なるぶりあらん事を恐れ、かつは火を避んとて、大路小路に資財家具など持出つゝ、蕙敷、戸障子など圍ひて宿りをり、互に明日を待てり、今夜さいはひに風じづかにして、曉る頃ほひよもやまの火なべてじづまりぬ、此勝事江戸おこなべての事なれば、うからやからも扶け來らず、ちかき人だちもさらに訪らはず、明れば三日、天晴たれば家に歸らず、かれは梁に敷かれて死たり、又軒に打れて命絶わたり、瓦にあたりて傷つき惱めりなど、おろ／＼聞えて人も我もなべてこゝち静ならず、よべ新吉原町のくるわの火に焼れて身をうしなひしは、其地にありとありし人々の半ばかり也と聞ゆ、かつ生のびたるあそひごもは、繋がね船のはつる泊りをもとめんとて、市路をさまよひありく、又びやう病者さ置せ給ふ淺草の獄舎をひらきて、罪人を放たれしかば、其人々市にあらびをなすときこゆ、我は今日家にありて、あづかる所の、火の災ひなからしめんこゝろえなごす、午過る頃、吾連屋の荒たるさまを地主にまうし告んとて出づ、青物町より海賊橋を渡り、靈岸橋

より右り靈岸島の邊りに火地のさまを見て、永代橋に出づ、青物町よりこゝまで建つゞきたる家々、ぬりごめはなるのゆりふるひたるかぎり、江戸のうちすべて裂け頼れざるはなければ、くだく／＼しくうちかへしいふべくもあらず、さて橋を架りて左の方佐賀町へ行に、家々右り左りより打倒れて小路をふたぎぬれば、人々とともに家の倒れたるを踏こえて、吾地主深川西永代町栖原三九郎が許へ訪ふ、家はゆがみ頼れて、人々は例の小路にむしろ敷てをるに、こぼしがほごはあきれてものもえいはず、やがてあるじだつ人に、誰かれの安否を訪ふに、疵つき煩ふものもなきよしいらふ、さて吾あづかる所の家々のありさまを物語りて、かくてはいかであめかせしのぐべき、よろしくめぐみ給へと申せども、地主も小路のたぐすまひなればしひても申がたくて、又の日猶うかどひまうすべきよしをのべて歸りぬ、其道すがら小網町を過るに、北新堀町より小網町のあはひ、ところ／＼地裂けたる所ありき、こゝらのなるぶりのさまを心にいたみつゝ、家につきぬ、職人の料錢、あきものゝ價ひ、高うすまじきよしを

おほやけより令せらる、されどもなべての職人どもは、金壹分又は貳分受取り、あきものは蓬、蕙、繩草鞋に至るまで、よ

のつねの價の二か三分を増し、故に今月十六日、十七日の間、市中  
請等に携る者共、多く、金壹兩に六貫六百錢なりしも、忽ち六貫五  
 百錢になる、錢相場高うすまじきよし、上より兩替や共へたぢに命  
 ぜられしかば、其心得て、忽ちもとの相場に歸したり、かゝ  
 るすぢも時に従ふおのづからの勢ひにて、又とどめがたき  
 所なりかし、今夜子の刻過る頃、大手御門の内下御勘定所よ  
 り火出しかぎ、他も焼ずして鎮りぬ、四日天晴、家に在りて  
 壁のこぼれ塵ひぢなど打はらひ、衣服入れし櫃つづらなど  
 取收めて後、吾墓ごころのいかに荒けん、又女なるものゝ老  
 たる母うへの安否も訪はまほしくて家を出づ、江戸橋をわ  
 たり、小船町を過る、此ほとりなどはつよくゆりささまな  
 り、横山町壹丁目飯沼屋源兵衛がりを訪ひ、老母又人々の事  
 故なきを歡ぶ、同二丁目の佐保介我、三丁目の田中甘志を訪  
 ふに、ふた方ともに恙なし、ごころの大路のありさまを見る  
 に、なほぶりの爲にうせたるものゝ亡骸とおぼしく、あるは  
 酒入れし樽、又は水桶、かつは菰などに裹みたるまゝにて、  
 いくらともなくさし荷ひゆくは、本所の回向院、又は淺草、  
 下谷など、おのゝ其よせあるかたへとりおくなるべし、嗚  
 呼さもあるべし、新吉原に死せるもの、丸の内、小川町など  
 の第宅、又本所、深川などは、殊にすさまじうゆり動きしと  
 聞ゆれば、物にふれて死したるものは、いかばかりにかあ

らん、甘志もい(にか)とま告て吾よるべのみてらを訪らはんとす、  
 甘志もともにといへるに、さらばとていぎなふ、行々阿部  
 川町稱念寺一向、地中願信寺に至るに、堂舎共にいたく殘ふ、  
 住僧にあひて安危を訪ふに、辛うじて恙なく凌ぎしといふ、  
 金ひとつをたうがみにして香料にさゝぐ、本寺の庫裡は  
 いたく荒たれど、本堂は瓦落、壁毀れたるのみにて先づ平ら  
 か也、墓所はいかにと氣遣はしく參るに、人のも我のものなべ  
 て打倒れてあさまし、吾しるしの石起してと思へど、老の手  
 の及ぶところにあらざれば、空しく禮して歸る、道のほど、  
 淺草新堀端御書院番組屋敷内安井氏峨松、同所奥の原大井  
 氏千紫、兒玉氏立基を訪ふに、みな事故なきをよろこぶ、日も  
 暮ぬべき際なれば家に歸りぬ、けふ我みてらへまわりしを  
 り、本堂の傍らに人のなきがらすばかりありき、一寺にさへ  
 かうあるを思へば、江戸の寺院いくばくかあらん、此四五日  
 があはひ、猶身まかりしものをとりかさねたらんには、いか  
 ばかりの數なるべき、既に今日おほやけより、此災に死せし  
 ものゝ有數を其筋へおほせてかぞへさせたまへば、猶後に  
 全きを伺ひて記すべし、かつ予が年ごろしたしかりし俳諧  
 者流にて災にかゝりてうせしは、深川西平野町素雲堂會云、  
 本所三ツ目逸見甲斐守殿家頼翠日庵子來、同所綠町天鼠庵

震災豫防調査報告第四十六號

乙

桂雨なり、神田橋御門外本多侯家來岡氏柳の屋風齋は、北里に在しが、此難にあひて破せり、此中曾云の父は紙屋六兵衛とて、本郷春木町に住て未醬醸りてあきものとし、家富たり、吾父は本郷古庵屋敷に酒商ふ家にて大坂屋藤兵衛といひしが、紙屋六兵衛とは二なき友ごちなりき、さるを六兵衛身まかりて嫡子なるもの、其家も名も繼しかど、身を花奢風流に浸りしかば、家やうく衰へしを二男に譲りて、かねて好めるわざなれば、遂に俳諧者流に陥りてなりわひとす、五世雪中庵對山につきて、縁淨庵雪鷗といひき、雪鷗の姉なるものは名をこうといひしが、吾父の媒して、本郷眞光寺門前なる笹屋七兵衛といひし餅屋が婦におくりぬ、雪鷗も天保年間と覺ゆ、不幸にして東海道の旅に病で死す、其後紙屋六兵衛俳諧の名を曾云といひしが、終に家をはふらかして又俳諧者流をなりわひとす、さるを近會病で腰局りありくことを得ずして、憐むべし此難にあひぬ、吁遠つ祖方代々つたへし若干の資財を浮華のためにうしなひ、ふたりながらかゝる終りを遂げるは、いと／＼うれたき事なりかし、こは是にあづかるまじき事なれど、又因みなきにしもあらざれば、筆にまかせて記す、今日幸橋御門外の原、淺草廣小路、深川海邊大工町、此三ヶ所へ窮民撫育のために、御救ひの小家建つ、御小屋入りを願ふもの、いと多かりしかば、後に上野御火除地、深川八幡社内、此二ヶ所御救小屋たちて、都合五ヶ所と成る、

五日天晴る、いで此後の思ひ出に、又あひがたき治平の中の愁ひをも見て來んとて朝より家を出づ、先づ青物町より例の小路を過て、永代橋をわたりつゝ右り手へゆくに、迦久土の神のあらびにかゝりて、相川町より富が岡の八幡境内のきはまで、左右の町々残りなく、又此南北の裏町々々も多く焼て、漠々たる曠原の如く焼る、かの境内のきはにすこしく焼残りし町家は、強くゆり潰れて恰も態を亂したるが如し、覺云、三十三間堂は先後曲て中程より先きの方十間許潰れ倒れたるは、そこよ佛力ありてふ觀世音の安置もならで、千の御手にも引止めがたくや、り汐見橋をわたり、吉祥寺辨才天女の祠へいたるに、なるにも波にもいたくゆられぬにか、つゝがなし、こゝより江島橋をわたりて木場へ出づ、塹にちかきこゝらの小路、地裂たる所いくらもあり、扇町より吉永町、東西の平野町へ出づ、此あたり家々ゆり潰れしに、材木など彌がうへに算を亂して人々のゆきかひをうしなふ、此あたり伊勢崎町の邊りも焼しと聞けどゆかず、直ちに淨心寺、靈岸寺門前淨心寺の前門は、靈岸寺の前門も倒る、後に淨心寺の境内を通りぬけしに、力士阿武松緑之助、浦風林右衛門などの大きな墓碑の倒てありしが、かゝる人の亡靈も何さま耐がたく、より高橋をわたり、本所常磐町の火地を見て、ゆく／＼森下町の焼土を踏つゝ、彌勒寺橋をわたりて右りへ閑月庵如萍を訪ふに、互に事なきを歡ぶ、そこを出て三ツ目通りへよぎらんとするに、又徳右衛門町の火地を踏て三の橋をわ

たりつゝ、南割下水へ出るあはひ、なべて強くゆりこさまに  
て、屋敷々々おほく倒れ潰る、長崎町の邊りに安西氏巴丈を  
訪ふにつゝがなし、爰に本所四隅の所々にありし火地の大  
槩を聞つれど、ゆき見ん事も急景の限りあれば、南割下水通  
りを西さまに下りて、御厩河岸に舟わたりして八幡大神の  
在す大護寺門前へ出、淺草寺の方へ行んとするに、三好町よ  
り駒形堂のきはまで大路左右皆焼る、淺草寺境内を隨身門  
へよぎりて、北馬道より猿若町に至り、火地の有やうを見る  
に、こゝより吉原、千住まで、冬の焼野の、立かへるべき春も  
なきやうに見わたさる、あなあはれくどうちうめかる、か  
かるが中に火を遁れたる山の宿町などの家々には、かのく  
るわの遊びがこゝかこに見ゆ、行々淺草廣小路、又田原町  
など經て、東本願寺本願寺裏門倒る、  
本堂恙なしへ入り、下谷廣徳寺前通り、  
東叡山へ入るに、なべて例のあれすさみたる中に、山王權現  
又觀世音の在す堂社のほとりに、染わたりたる楓葉の、斜に  
日に映じたるがいとめでたし、こゝを出て三橋をわたりて  
見やるに、廣小路の東側松坂屋といへる呉服屋の角までな  
べて焼る、此中にも松坂屋は多くのぬりごめ、みなほのほに  
成て、一抹の塵埃も残らず、江戸商人第一の損失也と聞ふ、又  
此裏につぶきたる町々多く焼る、下谷池の端茅町の邊りも

焼じと聞ゆれど行ずして、御成道を家路の方へさすに、同所  
石川日向守殿屋敷焼る、此向ひなる井上某殿のやしきはゆ  
り潰れて、たゞに薪なごちらしたるやうに見ゆ、筋違橋をわ  
たりて、吾家へ火ともし頃にかへりぬ、さておもふに、本所、  
深川はなるぶりの殊につよかりしにか、行かふ人々、あるは  
車ひき、もの擔ふなる雇人等も、多く身うち疵つきて見  
ゆ、我をる町のほとり、南は京橋、芝、北は神田、本郷のあた  
りは、ゆりふるひしも緩きにか、かふる人だちも疵つきたる  
は少かりき、こはいづれも地勢のしからしむる所にて、せん  
すべなし、後に芝邊へ行しに、露月町、柴井町、宇田川町、神明町邊は、家倒れ  
潰れしも少からず、又下谷なども、坂本、箕輪の邊は、是も倒れし  
さま、いとすさまじかりし、すべて同じ芝の内、同じ  
下谷の内にて、動搖の強弱あり、此外も皆しかり又神社佛閣は、富ヶ  
岡八幡、靈岸寺、淨心寺、本誓寺、淺草寺、東叡山中堂、天王  
寺、湯島天神杯は、いづれもけふまのあたりに見し、本社、本  
堂の平らかに立せ給ふは、げに神佛の奇特あるによれるよ  
し、なべての人は思ふめれど、さにはあらじ、必ずゆり轟け  
ども、棟梁四簷、おのづからのりにかなひて釣あひよけれ  
ば、傾き僵れざる理りあるなるべし、こゝらの中にも淺草  
寺、天王寺などの塔の淺草寺の塔は事故なくて、塔上の九輪曲り傾き、天  
王寺の塔も恙なく、九輪は落、又八代洲河岸の定火  
消役御やしきの火の見櫓も、本は恙なく、事なきを見るにも、極めてさ  
頭の柱又屋根などは、ゆり落せしなり、事なきを見るにも、極めてさ  
る事とはしらる、そは根もなき行燈やうのものなどの、かゝ

震災豫防調査報告第四十六號

乙

るをりにふれて倒れざるが如く、かの與次郎兵衛とかいへる、わらはの遊びものすうる所によく立るがごときは、皆釣あひに従ふものなりかし、又數かぎりなき橋杯の、ゆり類

れて落たるも粗見えぬは、神佛おはして橋を守り扶け給ひしなごいふべきすぢもなく、是も必頽れ落まじき理りあるによれり、さればとて神佛を驗なきものごさみしいふにはあらず、聊思ふ所の義理をもて述るものなりかし、今日武家方の營作、なべて華麗の費を省き、築地杯も防禦を凌ぐまでにしつらふべきむね命せられしかば、市中の家々も見ざまにかくはらず、風雨を厭ふ迄に作り營むべきむねを仰出さる、一石橋の橋臺、石垣、なるぶりに崩れし後、猶おひくにくづれおつるによりて、今日より往來人をとどめらる、六日天晴る、けふは家にあり、きのふ糯米八斗を買得て餅肆へあつらへしかば、けさ搗て熨餅といふものにつくりてもて來、ごみに予があづかる所にをる人々に分ちあたへ、猶のこれを近きわたりの方からやから、又したしき中らひへもちかち贈る、今日深川大島町に住るものごもとか黨をくみて、近き所の破れたる土倉におし入て米多く奪ひとりて去りしかば、其ものごもの中捕らはれて、吳服橋御門の内なる町奉行所井戸對馬守殿へ送らる、七日天晴る、家に在り、本所回向院にて

よのつねは無縁の亡者ひとり、錢壹貫文にて葬りし例なるを、こたびは寺務のため、いさゝかの香錢も受ず葬りたきむねを願ひ出しよし、

おほやけより市中へ觸示さる、今夜の酉の刻ばかり地震強くもあらねど搖る、人々忙怕居ウヂば、おどろきわななく事おほかたならず、二日の夜より後、晝夜の間二たび三たびづこしくゆらざる事なければ、おのもくいまだ大路に圓居居る、おほよそ今月廿四日頃迄に、漸くおほぶりうすらぬゆりやむおのれは三日の夜よりふたたびなるぶりせん事あらばと、其心術して宿に臥せり、今日おほやけよりの御觸に、大路、小路に所せきまで假屋して構へをれば、乗馬其外の往來に障ることありてはあじかりなん、さらば今より後は道に幅とらず、又はどとりておのづから疵うくることなからしめんやうに計らふべし、かつもしふたたびつよくゆりて家々はさら也、外面の假屋など潰る時もあるには、火の災ひおこらしめざらんがため、竈は焚終らば早々消しおき、手爐、火納などへは蓋おきて立さるべき心構をかねてすべきむねの、ふたぐたりを觸示さる、八日天曇る、在宿、けふ市中組々の坊正方、なるぶりの次第書記して町奉行所南池田藩守殿、北井戸對馬守殿へ捧ぐ、其有やう、變死人通計三千八百九十五人、男は千六百十六人、女貳千貳百七拾九

人なり、此中新吉原町變死人六百三十人、たゞし男百三人、女五百廿七人なり、こは名字住居つまびらかなるものを撰たるにて、此外他より入こみしものゝ死したるなどを猶ざりかさねたらんには、必一千人をこゆへしといへり、潰家一萬四千二百四拾六軒、并千七百廿四棟、潰土倉千四百四ヶ所、此餘の土倉、すべて破損せざるはなし、町家焼失總町數凡二里拾九町、幅平均二町程、其町々を爰に記す、但し日本橋南長と壹町十間餘、幅平均二町廿四間程、○日本橋北長と壹里二町四十間餘、幅平均壹町四十七間程、○本所深川長三十一町十間餘、幅平均壹町四十三間也、○御曲輪内諸家方焼失不明、依て爰に記さず、○小川町武家方大小五十軒餘にて、長と七町半餘、幅平均四町程、○内海二の御臺場一圓燒失なり、

一南鍛冶町壹丁目狩野探原屋敷、五郎兵衛町、北紺屋町、疊町白魚屋敷、南傳馬町壹丁目、貳丁目、南大工町、松川町壹丁目、本材木町七丁目、八丁目、鈴木町、因幡町、具足町、柳町、炭町、此火元南鍛冶町壹丁目家主長兵衛、同町庄兵衛、斯る變事に依て人にはからずも家を捨て退きのがれたる後に、あやまちて家より火の出るものは、おのづから皆家主の罪を得るもの也、さればすべて家主をもてこゝこは京橋北詰町々總而一口也、

一鐵炮洲十軒町、松平淡路守殿共一口、此火元十軒町鐵三郎店龜次郎也、  
 一靈岸島鹽町、同四日市町、同銀町六丁目、大川端町、總而一口、此火元鹽町家主儀兵衛也、  
 一柴井町月行事房吉、火元一口也、  
 一兼房町、松平兵部殿屋敷共、一口也、缺火元、  
 一淺草駒形町、黒船町、諏訪町、三好町、淺草三軒町、同所八

軒町、總而一口、此火元駒形町家主龜次郎、三好町同彌兵衛兩人也、

一猿若町三町分、淺草田町、山川町、花川戸町、聖天横町、南馬道町、北馬道町、谷中天王寺門前、淺草寺地中町家十八ヶ寺分、一口、此火元淺草寺地中家主小兵衛也、

一新吉原町五ヶ町、并五十軒、南側は殘る、共、一口也、此火元江戸町二丁目家主松五郎、同町同幸吉兩人也、

一今戸町家主庄吉、火元一口也、  
 一橋端町、缺火元、一口也、

一淺草行安寺門前、行安寺門前は、淺草菊屋橋西際也、同所正行寺門前、同所本立寺門前、一口、此火元行安寺門前家主喜十郎也、

一同所龍光寺門前、龍光寺門前は、淺草堂前のほとり也、家主保七、火元一口也、  
 一千住、小塚原町、一口也、缺火元、

一下谷茅町壹丁目、貳丁目、池之端七軒町、講安寺門前、稱仰院門前、其外門前地五六ヶ所、總而一口、此火元茅町壹丁目家主清兵衛、同二丁目同金七、池の端七軒町同清左衛門、右三人也、

一下谷南大門町、北大門町、同所同朋町、同長者町壹丁目、同貳丁目、同所常樂院門前、下谷町壹丁目、上野町、總而一口、火元上野町家主與兵衛也、

震災豫防調査報告第四十六號

乙

一下谷坂本壹丁目、貳丁目、參丁目、一口、此火元參丁目五人組持居醫師清庵也、

一南本所番場町、北本所番場町、同所荒井町、總而一口、此火元南本所番場町家主新八、荒井町同忠太郎也、

一本所中之郷竹町、同續松平周防守殿下屋敷共、一口也、元、缺火

一南本所石原町、火元家主久右衛門、一口也、

一南本所元瓦町、同所小梅瓦町、一口、火元は元瓦町家主新藏也、

一本所花町、同所綠町一、二、三、四、五町迄、總而一口、此火

元花町家主徳兵衛、綠町一丁目同市五郎、同二丁目與兵衛、同五丁目安兵衛、右四人也、

一同所出村町、中之郷出村町、一口也、元、缺火

一龜戸町、一口也、元、缺火

一中之郷五の橋町、一口也、元、缺火

一本所徳右衛門町壹丁目、二丁目、一口、此火元二丁目家主與兵衛也、

一深川常磐町壹丁目、二丁目、一口也、元、缺火

一同所六間堀町、同所御船藏前町、同所森下町、一口、此火元

六間堀町家主新藏、同所同勝五郎、御船藏前町同勘次郎同町同久兵衛、森下町同徳右衛門、同町同甚四郎、右六人也、

一同所伊勢崎町、家主市兵衛火元、一口也、

一同所龜久町、家主忠次郎變死に付、組合金兵衛火元、一口なり、

一同所相川町、熊井町、諸町、富吉町、中島町、大島町、

一黑江町、蛤町、總て一口、此火元熊井町家主利八、大島町同幸次郎、黑江町同善兵衛、蛤町同伊右衛門、右四人也、

一同所永代寺門前、仲町、同門前町、同東仲町、同山本町、一口、此火元永代寺門前町家主竹次郎、同町與兵衛、同所東

仲町同金次郎、同所山本町同金平、右四人也、

市中出火通計合三十口也、こゝはすべて市中のみの分限にて、其中變死人などは、武家方、社家、寺院を籠めて、いくばくの人數かあらん、取集めなば、必一萬人にあまるなるべし、

今度の變死人數届三萬人餘、或は五萬人餘とも聞え、至て甚しきは廿貳萬餘人など、いづれも物に記し聞ゆれど、皆浮説にて取べからず、されどかゝる事も後世に及べば、却て浮説の莫太なるかたを事實とする例少からず、既に予がこゝに一萬にあまるべきよしを書付しは、誠に動くまじき數量也、そは市中總計三千八百九十五人に、武家寺社を二倍に加へても一萬貳千人ばかり也、



其中市中の死人の洩たるも多ければ、これかれ融通して其數量全く凡一萬五千人にはたらざるべし、こは浮世の惑ひを解ん爲に記すのみ、

玉川上水樋筋、地いたくさけ破れしかば、大木戸より麴町十二丁目横町角迄、右樋假御普請に依て、今日より往還の間、普請場所おくりくりに往來人をとどめらる、九日天曇る、今日堀田備中守殿從四位侍從、溜之間請領、下總國佐倉十壹萬石御老中上座仰付らる、再勤夕つかた紅樹園朗一訪らひ來る、此老人なぶりの夜、牛込逢坂の上駒木根氏氷骨がもとに在りしが、家ゆり、傍らの唾くづれしかど、辛うじて老人も氷骨も死をまぬかれしよしを物語る、ついでに世くだりて天の下にくさんゝの害ひおこるを、古稀過る身の、まのあたりに見もし聞もするうれたさよ、此うへはひたぶるに

上御一人より下萬民の動搖のほどは、天神地祇の加護にあらざれば、大八島國の行末安く平らけきを見ん事、おぼつかなしなど歎息して句あり、

往け時雨、神の迎ひを、出雲まで、 朗 一

予もいぬる夜、斯ものせしとて、書て與ふ、

尾緒なき、海嶽にも、翅の願かな、

搔ませて、あらもごかじや、鶏卵酒、

凍わるゝ、つちに口あり、霜の聲、  
ながらへて、鳥叫び鳴や、きりくす、  
なるぶり火おこりささまを、

熬るゝや、柴漬鮎の、ひと凝り、  
日も既に暮んとす、泊りてんやと問ふに、めこのおもはん事もといらふ、しひてとどむべき時にもあらねば、再會を期して別る、十日天曇る、在宿、午過る頃葎甘舎介我來る、火桶のもとに題を探る、其中秀吟、

木の葉さそふ、人相の鐘の、聲のうち、 介 我  
又予も、

雪催ふ、雲の光りや、夜の海、

など口號む、互になるぶり以後の氣韻、おのづから句中に顯れたりと評しつゝ別る、又十三四五のあひだ、巢鴨小原町一行院紀州産徳本上人、開基、淨土宗まで、こたびの災ひに(ひ)あいて亡たる人々の法會行ふよし聞ゆ、十一日天曇る、けふは吾故郷の

こるべを訪はまほしく、其ついでにをちこちの有さまをも見んとて、巳の刻ばかりに家を出て、吳服橋をわたり、和田倉御門に入るに、さきに書付し御かたぐの巨萬の屋敷の、火地となりしを見るに、此あたりはいたくゆりこさまにて、第宅ごもの火にふれざるも、猶火地に異ならず

あれすさみて見ゆ、御本丸、西御丸の鳳城御櫓、御營など、おほけなくも見あげ奉れば、石垣頽れ御營傾きてみゆ、西御丸はわきてかたふきたるさまなりき、されどこゝらの御事は、かけてもいふまじき例なれば、まのあたりの有のすさみを書記すのみなり、こゝより大手御門前を経て、神田橋御門を出で、小川町の有し火地を見るに、其傍の火にあはざるやしきも、おしなべて潰れ倒れしかば、焼たる地よりも荒たるさまのあからさまにて、いと／＼すさまじし、行々水道橋を渡りつゝ、水府公のみあたりを窺ふに、御館を初めて御築地に至るまで、つよくゆりふるひしさま、いふべくもあらず、こゝに前中納言齊昭卿の羽翼の良臣若年寄海防掛り藤田誠之進、元虎之輔なりしかど、戸田忠太夫に對し誠之進と改名せらる。所謂誠忠の二字を以、羽翼とせさせ給ふ御心ぞへなり。戸田忠太夫、此兩士は文武の達者にて、世に普く聞えたる人だち也、殊に誠之進は博識多才にて、此度の變事の十日ばかり前とか、文武の司を命せられしを、なるぶりの夜、兩士ともおのが宿所にありて、共に此難にあひ身まかりしと聞ゆ、覺曰、神佛の擁護、福善禍淫などいへるは、共に勸懲の説にして論ずるにたらず、誠忠の兩士は、君に忠あるのみにあらず、親に孝あり、既に其夜地震動搖のをりからは、父母を扶んとして、かゝる災に遇と聞く、曾て天命は是歟非歟をいへりし古人の金言うべなるかな、惜むべく、且歎すべし。此に歎息をしのびて百間御長屋の前を過つゝ、江戸川の北べらを行に、龍慶橋の上、中の橋

より石切橋のあはひ、あるは一條、あるは二條にいたく地の裂しあと、長々とみゆ、小日向の荒木坂に酒商ふ家の松本屋忠右衛門といへるは、吾親屬なれば訪んとするに、家衰へて先つ年あとなくなりぬと聞くに、本意なし、小石川傳通院前通りより富坂を越えて、本郷のあたりにそこばくのしるべ、又中村呈鴉なども訪ふに、皆事ゆゑなし、こゝより家に歸らんとするに、不圖懷舊の志をなす、そもそも愚夫、そのむかしちゆうへに讓られし家を、空しく打僵せし身の、幸ひにこたびの難にも潰されざるは、おのづから天性のなす所とは思へど、また幽冥に在す家祖大人の廢給はで、身に添ふ陰と守らひて扶け給ひしにかと思へば、いと限りなく尊し、されば先つ日吾祀るべき墓ごころのくつがへりしを發し立べく思ひしかど、老の力におよばずして心にもあらで歸りしが、(りカ)さらては道に背きたるすぢなれば、こゝよりかの寺へふたふびまうで、在あふ人を雇ひて墓ごころを起したてつゝ、櫓つみて奉り、額つきおへて歸るさ、此寺に田喜庵護物の墓在りしかば、其ついでに起し立て、かの雇人に錢あたへて、聊老婆心をなす、この護物とはむつみ交りし事もなければ、予も常に俳諧を好むの癖あるによれる也けり、日もやゝ西に傾きし

かば、道をいそぎて家に歸りぬ、今夜雨ふりて人々は窮迫やう／＼緩まんとす、水府公御守殿、なるぶりに損ひしかば、線姫君様御逗留の爲、明日御本丸へ入らせられ給ふよし、其御道筋へ觸示さる、十二日天晴る、つとめて竹二坊訪ひ來る、其故は今度の天災に家は破れたれど、身は傷られざる歡びにとて、閑月庵に芋汁調じて、けふの翁忌吊らはんと也、其厚志手を拍て感ず、午の時ばかりに介我、甘志をいざなひて閑月庵にまごゐす、其人々介我、流志、先紫、甘志、立基、花海の六客なり、おの／＼祖翁の像前に手向る句あり、今度の災ひに遇ひて、子來、桂雨二老の身まかりし事を端作りに書つけて、見し憂を翁につげて祀らばや、介我又なるぶりにもゆれざる庵ぬこの眞ごころに、(思カ)けふの正當(思カ)とり行はるゝ風致の根ざし、いと／＼堅固なる事を思ひてと端書して、

けふをたもつ、下葉の露や、冬の菊、 花 海

人々の秀吟猶あれども、吾記中の趣にあづからねば寔に(是カ)

とらず、脇起の俳諧一順、又探題の發句あり、時に酉過る頃陰聲をへて像前に額つき歸る、偕日ごとに筆をとる事は、既に十日ばかりを過ぐといへども、予がおほよそに見聞するありのすさみは、いまだ四隅の間だ十が三つも盡

きず、且是を盡さんと欲りして、其有やうをいよく探れば、とゞまる所はたゞ煙草一吹のいとまに、東武五里四方にたらざる地を、なべて殘さず動搖、緩急の際だに億兆の家室を凌礫破却せしのみにて、異なるは只火地となりし有さまと、大地の形勢によりて裂けしなどの二つばかりなれば、こゝに簡約してしりうごとをとゞめんとす、

今度の地震、山川高低の間、高地は緩く、低地は急也、其體青山、麻布、四ッ谷、本郷、駒込邊の高地は緩にて、御曲輪内、小川町、小石川、下谷、淺草、本所、深川邊は急也、其謂れ、自然の理り有べし、

そも／＼關東に地震のいたくゆりしは、元祿十六年癸未十一月廿二日の夜半ばかりにて、新井白石先生のものせられし折焚柴の記覺曰、思ひ出る折焚柴の夕煙むせぶもうれし忘れ形見かと云へる古歌によりて題號とせられしなるべし、に、湯島より小川町、丸の内の間つよくゆり、

又ある書に、此時戸障子倒れ、家は小船の大浪に動くがごとく、地は割れ砂をもみあげ、水を吹出したる所もあり、石垣、家藏頽れ、あるは潰れて死人夥し、又所々毀れたる家より失火ありて、且同夜海嘯の變ありて、房總の間、人馬とも多く死し、小田原は殊につよく震ひ、大浪地を破て二千人餘死亡せりと見え、又後見草悟一曰、後見草は鶴齋といへるもの、實曆より天明までの

震災豫防調査報告第四十六號

乙

天變地妖を見聞のまゝに筆記して、龜岡石見<sup>石見</sup>といへる書のあ  
眼前に記した覺書に合冊して、しか名づけし寫本也。

刻ばかり、なるぶりつよかりしに、人々は寢入りこみたる

頃なれば、驚きさわぐ事おほかたならず、又明る十五日

の夕つかた、卒爾にゆり出し、壁をふるひ、瓦を落し、あや

しき家などは見るまに倒るゝも多かりき、明る朝見れば、

地は氷の如く裂けつ、其中にも小日向の江戸川の岸は、

地三尺許り裂け開らきけり、ほどへて後にきけば、相州小

田原の城の櫓を初めとして、神社、佛閣、商人の家藏に至る

迄、すべて恙なきはなかりしよし見えたり、此前後に、

御膝下の都會のあらびはいはず、其近郊だに大震ありし

を聞ざりしが、泰平年表に、文化九年壬申十一月十四日、江戸及近國大  
地震、神奈川、程ヶ谷邊、殊に甚しく、民家破倒すといへ

たるは、吾年十一の時にてまゝ敷覺えたれど、  
世に普くいひ傳ふべき大震にはあらざりき、吾覺えて文化二年乙卯

六月十二日、帝都にありし、又同き十一年戊子十一月十二

日、越後國長岡の邊、同十三年甲寅七月十二月十六日、二日、京

師一圓、弘化四年乙卯三月廿四日、信州善光寺邊、嘉永六年

癸丑二月二日、豆相二州をこぼこの大震、又同じ七年甲寅

十一月四日、十二月五日、五畿七道なべての大地震、大海波な

ご、前代未聞と承りしも、江府はさながらゆりしほごもつ

よからねば、なほざりにのみ過しつるを、覺云、玉滴隠見とい  
へる書を見しに上方

に大震ありし事を載たり、そは寛文二年五月朔日より五日までのうち、毎日  
六七度づゝ動搖せしごと、事長ければ、爰にいはず、其書を獲て見明べし、天  
文の年間より延寶に至りて百四十餘年の間の事をも、何くれ  
どなくくさく集めたる覺書にして、十五卷なる寫本なり、今のうつ

つの大震にふれしかば、はじめ彼のもろこし人の、虎に

あひし物がたりをせしに、誠にあひし人のひたぶるにお

ぢおそれて、おぼえず寒夜に汗あへりしと聞えし如く、ひ

とも我も膽じぶまり冷たき汗流して、さらば今よりかゝ

る難をふせぐべき心がまへもせんとほりすれど、すべき

心術もなし、たゞなるぶりの夜の幸ひに風靜にして、火の

神のあらびをなごして、諸人の死亡をすくなからしめ、浪

靜にしてわだつみの神の怒を鎮めて、海嘯の愁ひをな

らしめ、又此秋たなつものよく實のりて、黎民を安穩なら

しむるをもて、末世といへごもかけまくも賢き、

大神の御徳記、將軍家の御威光綿々密々として、更にまた

地震の蒼天と共に動くまじきゆるよしをおほけなくもお

もひはかりて、其御恩澤をかうべにいたゞきつゝ、ありの

まに／＼書つけて、遂に筆を机上に閣しは、十月十三日こ

ぐれの雨の板屋をそゞぐ靜なるゆふべなりけり、

詠大震

安政二年十月二夜、怒號震動響ニ乾坤ハ屋鳴瓦落鼠肝碎、  
風裏人聲十字奔、壁上亂如レ看ニ逆浪ニ紙窓閃似レ破ニ心

魂、婦一人婢女犯吾哭、窮一意湛一如扶渠煩、地妖稍消蘇  
 得思、頻恐天帝地神噴、須臾石火眼前際、有無存亡不  
 可言、忽發火煙橫、遠近、座來多、少灼、都門、賤人傷、踵  
 惑、阡陌、高貴、後、陪依、後園、金殿玉樓、灰燼、趣、市、郵倉  
 廩潰、頽痕、火災時、鎮雞晨景、拂、淚、遍看千里、原、皇國無  
 雙鳳、郭下、江都花麗無量軒、悲哉、凌、礫、一枚紙、此願  
 採、毫傳、子孫、

此ひと卷は、なるぶりの後、十日ばかりのあはひ、目にふ  
 れ耳にふれし事ごもぞ、破れたる窓のもとにありてこの  
 びく／＼に書綴りしなれば、ひまもる風のもれたるも、戸闕  
 のうちあはぬも、後鎖のさしたかひたるも、鉤匙のかけ  
 あはぬも、いとく／＼多かめれど、かゝるうれたき天地の災  
 ひによりて、かれも是も事繁き中に筆をとりて、毀れたる  
 を拾ひ、散たるを聚めて、文のあやめも繕はず、かたなり  
 に成たれば、名づけてやぶれ窓の記とす、猶こゝち静な  
 る節を得て、清銘の削り、御手洗紙のよく押し張りて、後  
 に改むべくなん、

城東山人しるす

附 録

御曲輪内焼失場所、

大手御門向辰の口邊、

一酒井雅樂頭殿上中二屋舗、上屋敷西角少々、焼残り、潰こむ、 森川出羽守殿、類焼

八代洲河岸、日比谷御門、大名小路邊、

一遠藤但馬守殿、過半、類焼、 定火消屋敷、不殘、類焼、 松平相摸守殿、

北之方長屋類、焼、支關前潰、 本多中務大輔殿、不殘、焼失、 永井遠江守殿、不殘、焼失、

和田倉御門内、西九下邊、

一日比谷御門番所、焼失、 和田倉門番所、類焼、 松平肥後守殿上

中二屋敷、不殘、焼失、 松平下總守殿、同、 内藤紀伊守殿、類焼、 松

平玄蕃頭殿、少々、焼込、

幸橋御門、山下御門内、并外櫻田邊、

一松平肥前守殿、不殘、類焼、 松平大膳太夫殿、少々、類焼、 龜井隱岐守

殿、少々、類焼、 伊東修理太夫殿、不殘、類焼、 松平時之助殿、類焼、 有馬

備後守殿、同、 丹羽長門守殿、少々、類焼、 松平薩摩守殿中屋敷、

同、 北條美作守殿、長屋向、類焼、

御曲輪内焼失場所續、

神田橋御門内、

一小笠原左京太夫殿、長屋、向潰、 御疊小屋、不殘、潰、 酒井左衛門尉

殿、長屋、向潰、

辰の口、八代洲河岸、大名小路、數寄屋橋御門内、

一阿部伊勢守殿、長、潰、 林大學頭、支關之、外潰、 松平阿波守殿

中屋敷、所々向過半、松平土佐守殿中屋敷、過半、松平主殿頭殿、屋

和田倉御門内、西九下邊、

一牧野備前守殿、過半、酒井右京亮殿、同、松平伊賀守殿、同、

松平玄蕃頭殿、同、

幸橋御門、山下御門内、外櫻田邊、

一阿部播摩守殿、過半、栃木近江守殿、同、御用屋敷、同、大岡

越前守殿、同、鍋島紀伊守殿、同、水野出羽守殿、同、小笠

原佐渡守殿、同、石川重之助殿、同、眞田信濃守殿、長屋向、同、

小川町武家方燒失場、

四番御火除後ろ分、

一松平豊前守殿、本郷丹波守殿、塙宗悅、菅谷道順、

曲淵左門、神保伯耆守、廣瀬辰太郎、峰岸正庵、

北村季元、

三番御火除後ろ分、

一本多豊後守殿、戸田加賀守殿、(脇坂カ)鷹澤淡路守、燒、

一橋通り榊原式部大輔殿、南角より北之方一圓、

一榊原式部大輔殿、表門、表長、戸田長門守殿、内藤駿河守

殿、表門燒、明樂八五郎、裏之方少、定火消役屋敷跡、今年秋定

屋敷十ヶ所之内、二ヶ所を廢せらる、所謂、岡部因幡守殿、田中唯

一、荒井甚之丞、寺島池次郎、長坂忠次郎、間下助  
太郎、佐藤道庵、町内孫四郎、三宅勝太郎、小林權  
太夫、河内正八郎、

以下表猿樂町、堀田備中守殿、溝口安五郎、佐藤金之丞、

西側之分、伏屋新助、大久保八郎左衛門、柘植三藏、(千力)依田十之

助、危く燒、

以下一橋通り、新見内匠頭、本多丹下、青木忠左衛門、

東側之分、近藤小六、曾我又左衛門、荒川常次郎、神織部、(保カ)御臺

角に而燒、

表猿樂町東側より裏猿樂町へ懸り、

一半井出雲守、倉橋内記、土岐出羽守、天野英太郎、

柳澤八郎左衛門、

御臺所町通り、

一高井八十次郎、本目駕八郎、中條中務大輔、

雉子橋通り、

一一色邦之輔、一軒燒、

本所、深川町屋燒失場續武家地、

一深川相川町續御船手役久保勘次郎組水主同心組屋敷、燒

込、

一同所續小堀式部下屋敷、燒失、同所小屋敷、燒、

一同所蛤町續竹垣三右衛門御代官所武州久右衛門新田、燒込、

一同所富吉町淨土宗正源寺、同所黒江町一向宗西念寺共、不殘燒失、

一同所伊勢崎町續久世大和守殿中屋敷潰候迄に而、燒込不申、

一同續松平美濃守殿下屋敷、燒込、

一同所御船藏前町寄合織田圖書頭屋敷、不殘燒失、

一同所續小普請組新見豊前守支配日向主殿、不殘燒失、

一同所續眞言宗中養寺、燒失、同所小屋敷、燒失、

一同所御小納戸衆長屋主膳屋敷、飛火に而不殘燒失、

一同所御書院番一柳播摩守組永井主殿屋敷、燒失、

一同所御使番林次左衛門屋敷、不殘燒失、

一同所六間堀町井上河内守殿中屋敷、過半燒失、

一同所森下町太田攝津守殿中屋敷西裏長屋、燒失、

一同續小笠原佐渡守殿下屋敷、過半燒失、

一同神明別當天台宗猿江泉養寺へ燒込、

一同所中之郷竹町松平周防守殿下屋敷、飛火に而過半燒失、

一本所花町續御書院番白須甲斐守組植村帶刀屋敷、飛火に而燒失、

一南本所石原町小普請組諏訪若狹守支配組屋敷、燒失、

一松平肥後守殿持場内海二の御臺場、燒失、

一町屋燒失場、記中に讓て此に不記、

一十月廿二日御觸、天台宗東觀山學頭、凌雲院大僧正、淨土宗本所、回向院、古義眞言

宗、芝二本榎高野學侶方在番、西南院、同宗、麻布白銀壘町行人方在番、圓滿院、新義眞言宗、淺草、宗、淺草、大護院、濟

宗、品、東海寺、曹洞宗、具塚、青松寺、黃蘗宗、本所、羅漢寺、日蓮宗一致、派、下谷、宗延寺、

同宗勝秀、派、淺草、慶印寺、西本願寺掛所、築地輪番、與樂寺、東本願寺掛所、淺草輪番、遠惠寺、時宗、院代、洞雲院、

今度地震にて世上死亡の人民不少よしを、おほけなくも聞じめし憐み給ひ、右十三ヶ寺へおほせて、

來月二日、大施餓鬼をせしめらる、

一市中其日稼のものへ、町會所神田新橋に於て、追々御救米下さるゝ旨を、十月廿四日觸示さる、

一十一月二日よりうち續き、彼の十三ヶ寺の外、諸寺院に其施餓鬼執行數多あり、

一地震の時、新吉原町失火に依て、五百日之間、淺草、本所、

深川之内、左之廿五ヶ町にて假宅稼いたすべきむね、十一

月四日被仰付、其町々、淺草東仲町、同所西仲町、同所花川

而燒失、

而燒失、

安政二年

戸町、同所山の宿町、同所聖天町、同所金龍山下瓦町、同所今戸町、同所山谷町、同所馬道町、同所田町、以上淺草、十ヶ所、深川永代寺門前町、同所永代寺門前仲町、同所永代寺門前東仲町、深川山本町、同所佃町、同所松村町、同所常磐町、同所八幡門前續、同所御船藏前町、以上深川、九ヶ所、本所松井町、同所入江町、同所八郎兵衛屋敷、同所長岡町、同所六尺屋敷、同所時の鐘屋敷、以上本所、總合廿五ヶ所也、

一ある候にて大震の後度々の動揺大小を量りて、毬圖に作らしめし其有やう、但し白昼は晝なり、通俗に倣ひて日の出日の没をもて晝夜とす、黒昼は夜、

十月二日	四時	初震の球は殊に大きく書べきを、紙上の所見あしければ、是に略す、	四時	八時
三日	九時		七時	八時
四日	七時		八時	八時
五日	七時		九時	八時
六日	六時		九時	七時
七日	七時		七時	七時
八日	七時		七時	七時
九日	七時		七時	七時
十日	七時		七時	七時
十一日	七時		七時	七時
十二日	七時		七時	七時
十三日	七時		七時	七時
十四日	七時		七時	七時
十五日	七時		七時	七時
十六日	七時		七時	七時
十七日	七時		七時	七時
十八日	七時		七時	七時
十九日	七時		七時	七時
廿日	七時		七時	七時
廿一日	七時		七時	七時
廿二日	七時		七時	七時
廿三日	七時		七時	七時
廿四日	七時		七時	七時

五六六

日●五  
廿五日○七  
廿六日○七●八  
廿七日○九  
廿八日  
廿九日●九  
十月總計八十度、晝二十八度、夜五十二度、也、以下略、  
右家不連萬戸酒奇一卷、借鈔、待賣堂自筆本、流覽遂一校、  
以為帳秘云、

安政二乙卯季冬

水上德正

(なるの後見艸)理科大學地震學教室所藏、

酒に酔るものは輿中より落ても怪我少なしといふは、から國のふみにしるせしは、またく心おちつきて狼狽せざるをいへるならん、やつがれこたび地震の夜、日暮より心地例ならずものうきまゝに、あたゝめ酒かたふけ、ふすまひきまごひて早く寝たれば、はじめなるの強くゆり立し頃は、いねばなれば夢うつゝのごとくおぼへ目覺しゆるゑ、さまで強き事とも知らず、たゞともし火消て闇夜なれば、早く火打つけよ、いづれも目覺せといへど、女共みなうるたへさわぐのみにて、しばしひまされるうちになるさうすらぎぬ、燭たづさへてあたりを見るに、あかり障子、ふすま障子はもとより、手がたくしおきし板戸までことごとくたふれ、鴨居もおつるばかりにゆるぎ出、床の間に置し小道具やうの物も座敷中にまろび出たるさま、容易の事とおもはれざるうち、長屋



に住せし男ども兩三人はせ來りて、我々が部屋の壁は皆おち崩れてかく埋られしとて、土まみれたるさまなれば大に驚き、さあらんには臺所などいかに心もとなしと、廊下づたひにやつがれ此地に移住せし頃より、内隠の心決しければ、小家をしつらひ、おもやへは廊下をもて通行するゆゑなり、立關わきをすぎつるに、あたりの壁どもみな崩れおちて足入べき所もなければ、その上をからくあゆみて臺所に至るに、石もてたためるかまど、皆板敷の上におどり出て、銅壺、釜、茶がま迄かたふき倒れたり、やせがれが住居如何ととひつるに、いづれも怪我なく、庭外にのがれ出しときは、やうやく心おちつきたり、おのれも酒の助けなくして、最初の強き響きをききたらんに狼狽すべきに、かくおくれて目さめしは僥倖なり、これらは古人の語にたがはじと獨りつぶやきぬ、さてかかる大地震にはゆりかへす事まゝありと聞きつれば、再びあやまちしては人の笑とならんと、頓て提燈取いで、座鋪の中央に釣下げ、蠟燭點じて夜明る迄おきたり、果してその後度々のゆりありしかど、燭は消す、うろたゆべきことなかれど女どもにかたく戒めつ、つるに一たび庭杯へはせ出し事はなかりしなり、弊家はかやもてふけるひくき棟造りの事なれば、たやすき程のおもりなきことを知りたれば、なまじひうろたへ走出であやまちせんは、益なしととめし也、その後傳へきくに、こたびのなるに人皆きゝおちして、十家に七八は庭さき空

安政二年

地杯へ疊をしき並べ、かりがこひして當分よなく、舉家それには假寝せしとかや、そはいかなるころにや、もし住所潰れもしたるには止事を得ざれば、しかあるべき筋なれど、ひたふる怪我あやまちを恐れてかるく、しくさあらんは、武士のほむとはおもはれざるなり、己おもふに地震は天災なれば、此以後いかやうつよきゆりありて怪我もし、即死もしたらんとて、命數なれば恥べき事にあらず、もし住所を明おき外に寝て、萬一豪盜おし入り疵なごうけたらんには、大なる不覺なるべし、たとひ左なくして家財を奪ひ去れんにも、元來しまりの忽なれば、他へもれきこえんも恥べき筋なり、かゝる非道の事は、能道理の輕重おもひはかりて處置すべきものならんかし、

次の日、さがたき所用ありて、孫勘三郎の妻縁組願濟しゆゑ、四谷引取御届等の事ははかる爲也、右馬横町なる伴野新十郎が宅にゆくべしとて、念佛坂を下り谷町に出しに、町家悉く破損して土藏の無疵なるは一も見へず、夫よりくらやみ坂といふを登りて寺町をゆくに、堂舍皆崩れ、中には全く潰れしもあり、墓所の石碑などはおこなべて倒れたり、かくて右馬横町に至れば、左右の家皆大破にて、伴野氏の宅も立關はじめ住居大かたかたふきさまなれば、取次のものに口演の尺書を渡して立さり、餘りに夥

五六七

震災豫防調査報告第四十六號

乙

しき破屋なれば、このあらしをみんとて、四谷の大路に出で、御堀端の方へゆくに、ぬりこめなる大家は特に大破し、又玉川上水の埋樋此大通り、多く石に造りしさまなり、所々崩れて水吹出し、且廣くうちくぼみて往來もなしがたき程也、取わけ御堀に近よりし方は、地震の筋強かりしにや、潰家おびたごし、夫々市谷は八幡前へ懸り、左内坂を登り、尾州御守殿門の前より北御長屋わきを過しに、外づらはさまでのいたみと見へざれど、内の御長屋を始め御殿迄も許多大破のごとくおもはる、此日はまだ板がこひもなく幕のみはられたれば、往還より皆見すきてみへたり、亦北御長屋もやゝかたふきことみへて、ところへ、長き松丸太もてひかへの杭を打たり、腰瓦はいふもさらなり、窓下の壁も皆損じ、屋上の瓦も多おち散たり、又西手の方なる北の角は石垣多分崩れて、御長屋も一棟潰れ、又見張番所も二所ながら倒れ、馬場の邊なる御長屋も倒れかゝり、潰れぬ許りと成たり、その後表御門の前をよぎりしに、下馬の東につぶさし御長屋も一棟全く潰れしさまにて、板もてかこひ有し、

四日、牛込榎町宗柏寺は、己が實祖父考妣の墳墓なれば、參詣して倒れし石碑の假片付杯、石工にあつらへ置て歸りぬ、彼邊は強き破損も見へず、釋迦堂はぬり屋なれば壁瓦杯お

ちしのみ也、道すがらも土藏の類は皆破損したり、藥王寺前なる松坂といふ酒味噲類商ふ見せは、こゝらにての大家なるが、倒れぬ許損じたり、又夫々こなたなる多門傳八郎といふ屋敷の石垣崩れ出て、隱宅の物見倒れかゝり、又門も玄關も大破となれり、此屋敷と尾州の西御長屋と向ひ合たるが、兩がは共強く損ずるを見れば、此邊地脈あしくて強くゆりごとおもはる、また淺草新堀端なる淨念寺は太宗代々の墳墓、即己が曾祖父御上の葬地なり、及び當家代々の墓所なれば、此日兒政容して參詣なさしめしに、かこも石碑は皆倒れありしといふ、五日きのふ政容淨念寺に詣し時、本所石原なる同姓芳五郎太宗口代目の家督也、の住宅、總潰れとなり、小者二人即死せしを此夜當寺へ葬せられしと、役僧語りしときつれば、けふ彦十郎用人格の者也、使として見舞たるに、家内は皆無難にて産婦も芳五郎が妻にて九月廿四日安産し、此節まだ夜伽の者附そひたるが、去年新に建し座敷を産家として、それに多く集りをれるをもて恙なかりしと云、又當主は居間の二階にありしが、寢ざる前なればはせ下り、かの産所へ障ることなしといふ、玄關、使者の間、客座敷、居間、勝手口皆潰しと、かご、昨年新に造營せる一字も長屋大破のみにて倒れざれば、夫に假住居すと申こさる、又甥なる池田新之助本所三之橋北通り津輕越中守新屋敷の東向なり、をも問尋せしに、かこは全く總潰れにて一字も残らず、しかのみならず、妹一人大怪我して助るべくも覺へずといふ事也、其後

新之助の姉なる榮照院と言老婆、我方へ來りし時の話にきけば、かの邊は地震取分強くして、ゆり出すとひと敷忽ち家かたふき崩れし故、逃出るひまもあらず、たゞ當主と松之助新之助がのみ運能庭にかけ出つれど、その餘の家内は皆壁土に埋られ、障子天井等の下におし伏られて、身もうごかしがたきが、火災なきをもて、追々人集りて取出だせり、かの壹人の妹はたま〜二階下の座敷に在て、梁木にしかれつれば、實は其儘即死也、そが中に最不思議なるは榮照院也、此夜二階の上にとゞ獨り居しが、ゆり出すやいなややみと成りて、階子下るべき方角も失ひ、こゝにて死せんとおもひ定めて伏しをりしに、はからず側なる壁破れて穴あきたれば、夫々はひ出て、下家の上に入るとひとしく、二階と下家は二つに別れて左右へ倒れしが、運やつよかりけん、下家は物につかへて直にもかたふかず、とかくするうち人はせ來りて引おろせしゆるゑ、疵さへ受ず助りしと也、此榮照院、常に道了權現をじんかうして神符を身に付けをりしに、此騒ぎに夫をも失ひしが、後二階下の潰家共取片付るとて、其守りを拾ひ出たれば、全く災難の身代り立給ひし加護ならんとて、感涙して申さ、

六日、けふは化用山即淨念寺の山號也に出て、御石礮共の修理をなさ

しめんと、朝まだき宅を出て、加賀屋舖通り、牛込南御徒町を過ぎ、神樂坂の中腹を横ぎり、夫々冷水番所と云小徑より龍慶橋を歴て諏訪町に入らんとせしかど、右も左も總潰れとなり往來ならねば、その次なる横道をよぎり、牛天神の石坂を登りてふりかへり見れば、此邊四五町の内は家屋將棊だふじとなりて、梁柱なごくだけ折じさま、目驚かれぬ、天神の社地は高丘なれども大破ならず、裏門を出、水府の御長屋にそひて右にをれ、亦左にをれて傳通院前通りの道を、富坂の方へ行に、水府御長屋は過半大破し、勿論左之方なる餌さし町杯は多く潰れたり、御守殿門こなたなる小笠原信濃守屋敷は、住居向も長屋も總潰れと成、わづか下家の小なるが、たゞ一字残りたり、此邊地震の強きおもひ知らる或人い御屋形の御破損は、たやすきことにあらず、御次向及び所々役所等は勿論、御藏など潰れし事夥し、御殿向とても御大破なりし證據は、御修理容易に御とゞのひがたくて、十一月中旬過まで、御庭なる御茶屋に假の御差掛御しつらひにて、夫に君公おわじまし、御近習向井に女中杯は、御芝原に板圍ひの假家造りて、そこに置れしとかや、是等をもてその御大破なるをおもひ合さるといひき、おのれ去る六日、駿河臺より歸るさ、水道橋を渡りて表長屋通りを過しに、東の通用門はゆるみて開閉ならねば、長屋と御藏との間へ假御門を取りたてられんとて、工人等つゞひたり、その處よりひそかにさしのぞき見しに、内御長屋等の御破損夥し、又裏御門脇の腰掛は全く潰れ、御芝關御書院も目に立程損せし如くなり、夫より百間長屋の方へ掛けては、所として全きはなく、住居もならざるにや、こどくくたてこめた、春日町邊も破損の家多し、向富坂を越、本郷に登りては、やゝ破損少く、亦湯島切通しを過ぎ、御成道邊より下谷御徒町へかけては、又大破の家多く、夫のみならず

## 震災豫防調査會報告第四十六號

乙

上野廣小路の東側より出火し、東は下谷長者町、西は御成道あたり迄延焼せしかば、土藏も残らず、なべて廣原となれり、扱己は廣小路を横切て下谷蓮池通りへかゝり、三味線堀の橋を渡りて、淺草新堀端に出しが、三味線堀東は地震やゝ輕きさまなり、かくて御寺に立より、石碑の倒れしを修理すべしと寺の門前なる石工に、こまなく指揮し、夫より淺草藏前通りを南へよぎりしに、此あたりさせるゆりこはおもはれざれど、家なみ塗ごめ造りの大家なれば、一字として大破ならざるはなし、火災の爲めには土藏造りにしく事なければ、地震には甚危きものとおもはる、夫々淺草御門を入れて、兩國廣小路に出、藥研堀邊を巡見するに、夥しく人の群居て駕籠杯立並べたれば、何事やらんと問ふに、接骨療治名倉彌次兵衛が出張所也と言まゝに立よりて見れば、女乗物十挺許り、其餘の駕籠二十餘挺、又釣臺に載たる病人、長持に入たる疵人おびたごし、且あたり近き茶屋及び明屋を借りて臥居ものも甚だ多し、往還は行かひならぬ迄立つごへり、頓て内方より病人をよび入るゝをきくに、第百八十三番と呼ばりたり、此時まだ晝九半時前なるに、かく數番の療治人なれば、一日の内にはいづれ三百餘人は來るべきや、此名倉と言は千住に本家ありて、江戸内二ヶ所の出張有とさゝつれ

ば、三所を合せば一日千人位の療治なるべし、その餘官醫はさらなり、諸侯抱の外科、および市中渡世の外科を通じて、江戸内十町に壹家と算し、又その一家の療治三十人づゝと積りても、殆ど萬をもて數べきならん、地震の災厄ますゝ恐るべし、それ方内神田龜井町、辨慶橋、柳原土手下邊、大門通り、神田堀、濱町堀へかけては潰家多く、又潰れざるも家並倒れかゝりて危ふければ、往還をも憚からず、左右より杉丸太桁木の類もて、むかへ杭を立並べしゆゑ、たやすくゆきもなりがたし、もしかゝる時節に火事あらんには、火事場掛りの衆など騎馬はなるまじ、又階子纏の類も持ゆく餘地はあるまじきなり、そがうへに少し空地あれば、皆假り小屋造りて當座の雨露を凌ぐなれば、萬一非常の事出來てはいかにともすべきやうなからん、こゝを過て小川町に出しに、かの邊もゆり強しと見へて破損家多く、又三四ヶ所方出火ありて類焼多ければ、死傷の人もありぬべし、土浦侯屋敷の脇より駿河臺に登り、むねつき坂下なる小栗又一が宅を問しに、こゝは強き損所もなく見へたり、又鈴木町なる日下數馬に立寄りしに、玄關、客間はやゝかたふきしかゞ潰れには到らず、それより宅角坂を下りて久松氏の屋敷をのぞき見るに、表長屋の半棟と客座敷の邊潰れしさま也、後日數歴て久

松氏の家士澁谷某と言もの、兒政容が學友にて來り語るを  
 きくに、果して己がおもひごとく長屋潰れ、あまつさへ主  
 人の祖父なる隱居、その所に住して實は壓死といへり、此隱  
 居は己總角なりし時、馬術の相弟子にて榮三郎といへり、そ  
 の後たま／＼相番と成御書院壹番組也、後忠次郎と改名し、與頭とるな  
 りしに、いさゝか障る事有て早く隱居し、心甫と  
 號、且圍碁を好まれし故、その道の交りをもなせし程の舊友  
 たりしに、こたびかゝる非命をなせしときも、いとなげか  
 はし、

九日、永田町に住せる中山善太夫奥村次左衛門屋敷の地借なり、元  
 吹上掛りの御鷹匠を勤しが、年老  
 たれば今茲の夏退役隱居し、伴榮次郎に職を譲り、とく此地に別宅すべき志なり  
 しが、少しく障る事ありて、表向はいまだ雉子橋御用屋敷中に同居のつもりに  
 て、内々九月以來、この宅に住せり、善太夫が宅を問んとて、市谷御門  
 を入て番町を横ぎり、麴町貝坂にかゝり行に、その道すがら  
 は強きゆりもなきやうにて、大抵己が宅地邊にひとしく覺  
 へたり、中山氏新宅いできし後始てたづねしゆゑ、みきみさ  
 かな杯出され、晝のきれいひ饗せられて暫し話説のなかに、  
 こたびの地震に死をまぬかれしは、とく隱居となりしさち  
 也、そのゆゑは雉子橋御用屋しき、予が居し御長屋は第壹番  
 におし潰れて微塵にくだけたれば、とてもものがるべくとは  
 おもはれざる也、かゝれば命數ありて、かく無事に災厄をの  
 がれし也、又忤及び孫も危き筋なれど、此頃御鷹の夜すへと

いふこと始りて、日暮過る夜半頃迄外に出てすへまはり、  
 かの地震ふるひ出し時は、未だ家に入ざりしゆゑ、またくの  
 がれし也、たゞ恨むらくは一人厄介の同居人有りしに、彼は  
 たま／＼予が寢間の所に臥ゐて即死したりと、いと悲しく  
 語られたり、その後榮照院の内話にきけば、かの厄介といふ  
 は榮次郎が次男にて、即善太夫が  
 孫なり、矢橋金次郎といふ者也、御役  
 宅の事なれば壓死を披露しがたくて、その夜中永田町の隱  
 宅に引取、翌朝菩提寺へ葬せしと云、叔中山氏を出、虎の御  
 門に掛り、葵坂を登り、靈南坂通り麻布市兵衛町をよぎり、  
 此道すがらは大破の家多く見ゆ、六本木長谷川與三郎が宅  
 を問しに、かの邊より西北は損所も少し、立かへり芝土器町  
 通りを切通しに掛る、増上寺裏門前を過て新橋通りの柴井  
 町へ出しに、此町は總潰れの上、兩頬共皆焼たり、其つゞき  
 宇田川町は焼され共、家並倒れみぢんにくだけし故、死傷人  
 多しと語れり、夫より南高輪の方へは行ざれば知らず、源助  
 町より北京橋際迄は潰れし家はなけれど、家並ぬりごめの  
 家多ければ、破損は多くみへけり、京橋を渡りて北の方南傳  
 馬町をはじめ、西河岸、東河岸迄、おしなべて焼たり、夫を過  
 て日本橋の方はやゝ破損家少く見ゆれど、今川橋邊は又潰  
 れし處多しと言、鎌倉河岸邊も皆家の大破損なり、常磐橋、

神田橋、一ツ橋御堀の石垣も、過半崩れしさま也、御門々々の渡り櫓も皆損じ、石垣も所々ゆり出たり、雉子橋御門はややかたふきて危く見ゆ、又清水、田安兩御高臺の御茶屋は全く潰れて、矢來迄も倒したり、

十三日、深川、本所邊を巡見せばやとて、まづ番町通九段坂を下り、雉子橋御門を入りに、大番所は皆潰れたり、御屋敷の御長屋も所々崩れしさま也、又竹橋御門脇の御鐵炮藏は残らず倒れて、まだ中に入有し箱杯其まゝあらはに見へたる、いといぶかし、夫々御春屋前通り大手前かゝりに、姫路侯および森川羽州屋敷は灰燼となり、御壘藏は倒れたり、扱八代洲河岸御堀端を日比谷の方へゆくに、岡山侯を始として家並總潰れとなりて、いまだ假の圍にて、潰れ家ども其儘なるが、見すきてあさましく、大國主の君すらかくのごとくなれば、この餘の有さまおして思ふべし、又因州侯、植村但州、火消屋敷は焼たり、大抵大名小路西側は總潰れにて、東の方も右に進じて大破なりき、數寄屋橋内も大破にて、大番所は潰れたり、御門を出てはわづかの事ながら、格別大破損なく見ゆ、夫より尾張町を横ぎりて、築地靈岸島邊を巡見するに、諸大名の藏屋敷は多く破損し、中には長屋杯の潰れしも有り、又湊町邊は町屋の潰れしも少なからず、よりてお

もふに、昔し海濱成し地を築立し所は、おのづから地震のゆり強きごとくなり、扱永代橋を渡り深川に至れば、地震いよいよつよきさまなり、そのうち佐賀町、熊井町、小川町、黒江町、八幡町迄の左右は、總潰れのうへ、所により出火し皆焼と成しゆるゑ、土藏も大てい残りなく焼失して、見もいと哀なり、亦たまゝ火災をのがれしも、多くは潰れて住居なるべきはいとまれ也、されど八幡本社は無難なり、又境内の末社并に人家は大破なれど、潰れたるは見へず、たゞ石鳥居、石燈籠の類のみ倒れ損じたり、三十三間堂は倒れぬ許りの大破にて、此邊の町並も過半潰れたり、堂の東手川にそひて大和町、平野町に出、東へ打て吉永町、龜久町をすぎ、又北に折て崎川町、龜崎町、扇子町を過、新高橋を渡りて菊川町に出たるが、此道すがらの家並大破にて、中には潰れたるも有、南辻橋横川に渡せる橋なり、此橋と北辻橋、新辻橋を合せて里俗撞木橋といふ、こは時鐘堂近き所なるゆゑならん、以西の豎川の南岸に並べる町を徳右衛門町といふ、此町二丁目、三丁目とは皆焼たり、夫より三ツ目橋を渡りて、花町と緑町との間に出しが、此豎川の北岸にそひたる町も、一ツ目近き相生町より横川岸まで大抵残りなく焼失たり、元より此邊おこなべて破屋多く、又潰れしも所々に見へたり、扱此日御船藏通りと二ツ目通りは行ざれど、かの邊焼失多く、即死、怪我人

夥しと聞つれば、地震のゆり強き事思ひ合さる、又北の方小梅、中の郷、番場、原庭、石原邊より南北割下水、及び法恩寺橋の東西、且入江町、龜澤町通りも總て大破多き事は、前にしるせし己が近親みしま、池田等兩家なりの潰れて、即死、怪我人有しにても推して知られぬ、其委しき事は、前に載る江戸大地震細鑑等に見ておもふべし、

十八日、牛込山伏町、通寺町へ出、赤城明神脇の坂を下りて、改代町、石切橋を過ぎ、向堀上水にそひて小日向切支丹組屋敷に入り、大塚たんす町通りを横ざりて、小石川鷹匠町、極樂水、御薬園をうち越へ、蓮花寺坂を下り、白山權現の前に出しが、是迄の道すからは大破の處も少くおぼへたり、夫より駒込大觀音通りを歴て蓮光寺といふ寺は、己が實方伯母の墳墓伯母は松平元七郎の妻にて御側衆を勤し筑後守後櫻翁といふ人の母也、元七郎并櫻翁等の墳も同たんなりなれば立寄て拜せしに、今の筑後守櫻翁の七男、總領なりもさすがは貞實の人にて、よく家政を守りしかば、石碑の倒れしをこく建直して見苦しからず、當今筑後守は、本所下屋敷に住居し、このたびの地震に半潰れなれど、先廟を鹿略にせざる事、感ずるにたえたり、此蓮光寺墓地には、松平伊豆守、同備中守、同美作守等の石碑あれども、いまだいづれも倒れしきまにてさし置たり、かくて根津のうしろなる團子坂を下り、天王寺前へ至りしに、此道すからは破屋多く、寺杯潰れしもまゝ見へたり、頓て谷中門を入れて上野御山内を屏風坂の方へ行に、御ついち杯も所々損じ、又宿坊は

多くいたみて門の倒れたるもあり、屏風坂を下り坂本町を行に、一丁目、二丁目は兩がは共皆焼たり、三丁目は焼ざるのみにて過半潰れ、たとへ潰れざるも倒るゝばかりかたふきけり、夫より金杉上下町、みの輪通り新町迄、何處も何處も兩がはの家大破ならざるはなし日本堤を歴て田町に出けるが、新吉原町は世評のごとくあさましき焼やうにて、土藏すらわづか二三棟ならでは残らず、田町も皆焼と成、此近邊にかりぬすべき家なければ、大みせ娼家は別莊杯へ立のきたらんが、並々なるはせんすべなくてかりに長堤の左右へ板戸圍、こも張やうのちいさき家造りて、遊び女をさし置も多かり、實に目も當られぬ有さま、黍離の歎少なとせせず、夫より聖天町に出、猿若町の直道を山の宿の方へゆくに、此邊も大抵地を拂て焼失し、たゞ花川戸、山の宿、聖天町の大川によれる方のみ、わづかに焼残りしかど、夫も多くは倒れ掛りて長丸太もてさゝへ置たり、此邊は本所、深川とひとしく強きゆり也と言、されど淺草寺觀音堂、中堂、雷門、矢大臣門、五重塔、末社等は、させる破損なし、又並木町より天王橋際迄も破損は少なけれども、諏訪町、駒形二町は出火して多く焼たり、天王橋を過ぎ、下谷七曲りより筋違外邊迄の事は、前記にのせられたれば、贅言せず、抑こたびの地震は、江戸御城地と成し以來、きくもおよばぬ大ゆりにて、御

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

三家方を始め大名衆、御旗本、御家人、陪臣、百姓、町人の末迄も、此災をのがる者いと少しかや、よて己老ぼれの身の、よしなき事とは知りながら、そのあらましを見も聞もして、拙きふんではないしるしてんとおもふものから、まづこころのまに、東西南北と巡視せしが、行先々目驚く事しばしなり、そが中に特に哀むべきは、深川、本所、及び下谷、金杉、みの輪邊より、新吉原町、田町、芝居町邊なり、されど己ひそかに熟考するに、町方の死傷は其筋より訴へ出る掟なれば、きよおごろく程の多人數なるも知るべきなれど、諸侯及び御旗本の藩臣杯は、たとへ死傷人多く共、皆深くひめかくして披露なければ、幾千萬の死傷有しもはかられ難く、己こたびまのあたり目撃せしうち、大名小路邊長屋潰れしさま杯は、必ず怪我人、即死少しとは思はれざる也、そのゆるいかにといふに、大藩家人のごときは、多く二階長屋の住居にて、かゝる時にもとく立のかるゝに便りならず、殊に長屋も建重りて餘地少なければ、先はあやまち勝なり、まひて奥向づかへの婦女に至りては、錠口しまりといふもの有てわたくしに出入ならねば、むざんに壓死し、又焼死も多かるべし、然ればかゝる異變に出あひては、横死、怪我人、町人よりも倍すべきならん、町方横死人の數は、さる掛りの者よ

り書出しの寫を借得し儘、後證の爲として左に載ぬ、

安政二年卯十月夜四ツ時頃大地震にて、横死致し候もの人數書、

東の方

- 田所町壹人、 本船町壹人、 高砂町十七人、
- 葺屋町三人、 長谷川町四人、 田所町三人、
- 江戸橋藏屋敷壹人、 新乗物町壹人、 元乗物町壹人、
- 新大坂町壹人、 若松町壹人、 小網町二丁目三人、
- 小網町三丁目壹人、 小網町一丁目横町壹人、
- 南新堀町二丁目壹人、 靈岸島銀町一丁目五人、
- 同二丁目貳人、 靈岸島町壹人、 瀬戸物町四人、
- 本小田原町一丁目壹人、 甚左衛門町壹人、 北島町三人、
- 龜島町三人、 堀江町一丁目貳人、 同三丁目貳人、
- 堀江六軒町壹人、 深川黒江町十七人、 同大島町十九人、
- 同平野町七人、 同一色町九人、 同西平野町十人、
- 同東平野町八人、 同西永町六人、 同三好町貳人、
- 同末廣町壹人、 同大和町貳人、 同龜久町七人、
- 同茂森町壹人、 同伊勢崎町十二人、 同冬木町十二人、
- 同元加賀町四人、 同入船町九人、 同木場町三人、
- 同中島町四人、 同北川町七人、 同茂森町壹人、



同吉祥寺前貳人、同靈巖寺門前八人、同海福寺門前貳人、  
 同富吉町十二人、同永代寺門前四十五人、  
 同東仲町十八人、同佐賀町二十八人、同熊井町十九人、  
 同諸町三人、同要津寺門前三人、同坂本代地町三人、  
 同北松代町三丁目六人、同北松代町四丁目四人、  
 同材木町五人、同富久町九人、同萬年町壹丁目六人、  
 同二丁目貳人、同永堀町貳人、同東永代町三人、  
 同今川町三人、同中川町四人、同松賀町壹人、  
 同松賀町續拜領屋敷壹人、同松村町十一人、  
 同八幡旅所門前貳人、同元町四十八人、  
 同森下町八十八人、同三間町十三人、  
 同御船藏前町三十六人、同北松代町一丁目六人、  
 同二丁目十貳人、同北松代町裏町二十一人、  
 同元町代地五人、同南松代町代地三人、同神明門前六人、  
 同猿江町二十八人、同大島町二十五人、  
 同下大島町三十壹人、同海邊大工町六十二人、  
 同海邊大工町代地十九人、同海邊大工町裏町三十六人、  
 同蛤町七十五人、同六間堀町六十九人、  
 同六間堀代地町壹人、同森下町十一人、  
 同常磐町壹丁目十一人、同二丁目四人、同三丁目十四人、

同富川町十四人、同西町十三人、同扇橋町貳人、  
 同扇橋東町十人、同猿江裏町十二人、同南松代町六人、  
 同右元町貳人、同八名川町二十二二人、  
 同永代寺門前町八十貳人、同山本町三十一人、  
 同入船町三人、同三十三間堂町貳人、鐵炮町四人、  
 松島町四人、靈岸島鹽町十四人、靈岸島四日市町十一人、  
 本所林町二丁目九人、同綠町四丁目十三人、  
 同綠町五丁目十九人、同茅場町一丁目四人、  
 同三丁目十二人、同二丁目代地壹人、同花町三十五人、  
 同入江町十人、同吉岡町二丁目七人、  
 同吉岡町御用屋敷壹人、同吉田町一丁目十二人、  
 同二丁目十人、柳原町壹丁目壹人、同二丁目三人、  
 同三丁目十一人、同四丁目壹人、同五丁目三人、  
 同六丁目六人、同徳右衛門町壹丁目二十人、  
 同二丁目十六人、同菊川町壹丁目三人、同二丁目壹人、  
 同三丁目七人、同四丁目壹人、同長崎町八人、  
 同清水町三人、同新坂町五人、同吉岡町一丁目十一人、  
 同吉岡町横町三人、同長岡町壹丁目貳人、同二丁目五人、  
 同三笠町一丁目十二人、同貳丁目三人、同尾上町貳人、  
 同相生町壹丁目五人、同二丁目四人、同三丁目三人、

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

同四丁目七人、 同五丁目貳人、 同綠町壹丁目十三人、  
 同綠町二丁目五人、 同三丁目六人、 同松坂町一丁目三人、  
 同二丁目十一人、 同小泉町五人、 同小泉町御用屋敷三人、  
 同龜澤町六人、 同林町一丁目十三人、

同林町三丁目十二人、 同四丁目八人、 同五丁目十一人、  
 同八郎兵衛屋敷四人、 同玉川屋敷貳人、  
 同松井町二丁目貳人、 同松倉町三十人、 同新町十四人、  
 中之郷八軒町八人、 中之郷元町十四人、 同瓦町十四人、

同竹町十九人、 同原庭町十八人、 同御中間新町壹人、  
 同橫川町三人、 同代地町七人、 同五之橋町二十三人、  
 南本所元町十二人、 南本所大德院門前九人、  
 同橫網町貳人、 同石原町四十七人、 同外手町五人、

同番場町十六人、 同荒井町四十壹人、 同元瓦町十貳人、  
 同出村町十人、 同瓦町十一人、 同扇橋代地町壹人、  
 同石原代地町三人、 小梅延命寺門前貳人、  
 小梅代地町十四人、 小梅五之橋町壹人、 龜戶町十二人、

龜戶境町壹人、 北本所表町三十四人、  
 北本所荒井町十人、 同出村町貳人、 同番場町六人、  
 同番場代地町十一人、 柳島町十五人、 柳島出村町壹人、  
 柳島境町四人、 北新堀大川端町三人、

橫山町一丁目貳人、 同二丁目四人、 同三丁目貳人、  
 大傳馬町壹丁目六人、 同貳丁目五人、 大傳馬鹽町貳人、  
 堀留町三丁目四人、 吉川町貳人、 下柳原同朋町壹人、  
 小傳馬町二丁目五人、 同三丁目三人、 小傳馬町上町八人、  
 通油町貳人、

〆貳千百三拾貳人

西之方

飯倉町五丁目貳人、 麻布坂下町壹人、 麻布三軒家町四人、  
 櫻田伏見町七人、 西之久保大養寺門前壹人、  
 櫻田久保町壹人、 赤坂表傳馬町一丁目壹人、

赤坂田町四丁目四人、 赤坂裏傳馬町一丁目三人、  
 元赤坂町四人、 兼房町十貳人、 四ッ谷傳馬町一丁目壹人、

四ッ谷傳馬町二丁目壹人、 同鹽町二丁目壹人、  
 同伊賀町壹人、 同御簞笥町壹人、 糶町谷町壹人、

同龍眼寺門前壹人、 麴町四丁目貳人、 同五丁目三人、  
 同七丁目三人、 同九丁目壹人、 同十一丁目壹人、

同十二丁目四人、 同平河町壹丁目代地壹人、  
 同山元町壹人、 市谷田町三丁目七人、

同二丁目壹人、 同船河原町壹人、 同八幡町四人、  
 元鮫ヶ橋表町四人、 同七軒町壹人、

八拾壹人

南之方

弓町壹人、新兩替町四丁目貳人、山城町壹人、  
 元大工町貳人、佐內町壹人、上槇町貳人、  
 檜物町壹人、上槇町會所屋敷三人、  
 新肴場三郎兵衛請負地三人、南傳馬町三丁目五人、  
 南塗師町壹人、鈴木町壹人、因幡町壹人、  
 具足町壹人、芝西應寺町貳人、芝三島町四人、  
 芝南新門前一丁目代地壹人、露月町四人、宇田川町十二人、  
 芝新錢座町貳人、高輪仲町六人、高輪北町壹人、  
 同臺町貳人、北品川善福寺門前貳人、  
 同東海寺門前壹人、南品川妙國寺門前三人、  
 八丁堀平岸屋敷壹人、本八丁堀一丁目濬杭屋敷貳人、  
 南八丁堀一丁目壹人、同二丁目三人、同五丁目代地壹人、  
 本材木町一丁目貳人、大鋸町壹人、南槇町貳人、  
 北槇町貳人、幸町三人、上柳原町壹人、  
 南飯田町三人、明石町壹人、十軒店五人、  
 南小田原町二丁目四人、佃島貳人、神明町四人、  
 芝新網町十人、本芝二丁目壹人、本芝壹人、  
 柴井町二十壹人、

百四拾壹人

北之方

谷中善光寺前町壹人、根津宮永町四人、  
 下谷龍泉寺町三十壹人、下谷茅町壹丁目壹人、  
 同茅町二十四人、(二丁目九)同金杉町五十九人、  
 同金杉下町二十七人、同三之輪町十六人、  
 同通新町二十九人、同坂本町一丁目壹人、  
 同貳丁目五人、同三丁目二十三人、同四丁目十六人、  
 同御數寄屋町十二人、同山崎町一丁目壹人、  
 同二丁目三人、同山伏町貳人、同御簾笥町四人、  
 池之端仲町十人、同七軒町二十二人、  
 湯島講安寺門前貳人、湯島天神門前町三人、  
 同天神下同朋町壹人、同三組町續拜領屋敷切地地貳人、  
 本町四丁目七人、本町一丁目壹人、同二丁目五人、  
 牛込馬場下町壹人、牛込榎町壹人、同水道町壹人、  
 同改代町壹人、同無量院門前壹人、同正藏院門前壹人、  
 同御小納戸町壹人、御拂方町壹人、同御細工町壹人、  
 岩附町貳人、(月カ)本銀町二丁目貳人、同三丁目三人、  
 同四軒屋敷壹人、神田明神表門前壹人、  
 神田明神前塗師町代地壹人、同紺屋町二丁目代地貳人、

同明神下御臺所町三人、同明神下紺屋町三丁目四人、  
 同小泉町壹人、同代地五人、同九軒町代地三人、  
 同大和町壹人、同松下町一丁目代地壹人、  
 松下町二丁目南側代地壹人、同松下町三丁目北側代地八人、  
 同富山町貳人、同平永代地壹人、同八軒町壹人、  
 同小柳町一丁目壹人、同貳丁目貳人、同三丁目五人、  
 同富山町三人、同岸町壹人、同鍛冶町二丁目四人、  
 同鍋町六人、同蠟燭町六人、同堅大工町三人、  
 同白壁町五人、同鍛冶町一丁目十二人、同相生町三人、  
 同山本町代地十六人、同久右衛門町二丁目藏地壹人、  
 新石町一丁目貳人、兵庫屋敷壹人、大和町立跡壹人、  
 室町壹丁目壹人、同二丁目四人、本石町一丁目壹人、  
 同二丁目五人、同四丁目六人、本郷新町屋三人、  
 本郷三丁目壹人、橘町壹丁目貳人、同貳丁目壹人、  
 元岩井町壹人、柳原岩井町壹人、鎌倉町壹人、  
 同横町北側代地三人、龍閑町貳人、雉子町三人、  
 三河町三丁目壹人、同四丁目壹人、同裏地貳人、  
 永富町三丁目代地七人、通新石町壹人、  
 須田町壹丁目壹人、同二丁目壹人、松田町壹人、  
 淺草田原町十七人、同駒形町貳人、

同駒形等覺寺門前貳人、同法海寺門前貳人、  
 同東仲町三人、同富坂町八人、同大護院門前壹人、  
 同三好町貳人、同茅町二丁目貳人、同福井町二丁目壹人、  
 同瓦町續横町壹人、同天王町上地壹人、  
 同福井町一丁目五人、同新旅籠町代地壹人、  
 同橋場町六十三人、同今戸町二十六人、  
 同田町壹丁目六十八人、同二丁目四十人、  
 同北馬道町七人、同馬道醫王院門前三人、  
 花川戸町十七人、山之宿町五人、同材木町五人、  
 坂本町六人、同南馬道町一人、同新町六人、  
 同淺富町貳人、同聖天町二十一人、  
 同金龍山下瓦町三人、同新島越町壹丁目十人、  
 同二丁目七人、同三丁目五人、同四丁目十二人、  
 同聖天横町四十二人、同山川町貳人、  
 同常音寺門前壹人、同山谷町三十人、  
 同元吉原町二十七人、谷中玉林寺門前貳人、  
 同天王寺門前新茶屋町壹人、同天王寺新門前町壹人、  
 谷中片町壹人、天王寺門前淺草山川町二十七人、  
 駒込千駄木坂下町四人、小石川金杉水道町壹人、  
 同諏訪町七人、同祥雲寺門前壹人、同喜運寺門前壹人、

同傳通院御掃除町三人、同下富坂町壹人、  
 同指谷町二丁目壹人、根津門前町四人、  
 下谷唯念寺門前壹人、下谷龍光寺門前三十八人、  
 猿若町一丁目二人、同貳丁目貳人、小日向水道町貳人、  
 元飯田町五人、山谷淺草町十九人、  
 淺草寺中誠心院地借七人、同地中妙德院地借貳人、  
 同勝藏院地借四人、同無動院地借五人、同修善院地借貳人、  
 同德應院地借壹人、同自性院地借壹人、同金剛院地借壹人、  
 同和光院地借貳人、同日音院地借貳人、同金藏院地借壹人、  
 同長壽院地借貳人、同延命院地借壹人、同遍照院地借四人、  
 同吉祥院地借三人、同善龍院地借貳人、同教善院地借四人、  
 同醫王院地借五人、關口水道町壹人、上野町壹丁目十人、  
 同貳丁目貳人、上野北大門町八人、同新黒門町六人、  
 下谷町一丁目貳人、下谷町貳丁目壹人、  
 新吉原江戸町壹丁目四十三人、同二丁目百八十六人、  
 同揚屋町三十二人、同角町百五十五人、  
 同京町壹丁目百四十四人、同二丁目百二十三人、  
 外吉原町内に名前不知者、四百四十四人、  
 〆貳千貳百七十貳人、  
 總人數合四千六百貳十六人、

今案に右横死總人數之内、東の方田所町以下、靈岸島通り油  
 町、兩國邊、合百四十八人、深川邊、合千百六十六人、本所、龜  
 戸、柳島、中之郷邊、合八百十八人、西之方麻布、赤坂、四ッ  
 谷、麴町、市ヶ谷邊、八十壹人、南之方弓町以下、芝、品川、  
 八丁堀、築地邊、合百四十一人、北之方谷中、根津、駒込、湯  
 しま、本郷、牛込、本町、石町、須田町邊、合貳百六十貳人、下  
 谷池の端邊、合三百貳十四人、淺草邊、合五百五十九人、新吉  
 原町、六百八十三人、外吉原町中名前不知參り掛りの者四百  
 四十四人なれば、是を以て所により地震の強弱ある事、大抵  
 推しておもふべし、勿論火災なき地は横死少き筋なれ共、  
 潰家多き程なれば、自然出火もあるべき道理なれば、とにか  
 く横死多きは、ふるひも強き場所なるを知られぬ、

地震のゆり數は混雜中の事なれば、誰人も能知るもの少な  
 けれど、己あらまじ覺へし數を日記のはしにかひつけ置け  
 れば、今こゝに載せてその大略を示せり、されどそのかるき  
 に至ては、或は途中にして知らざるも有、亦熟睡中にて覺へ  
 ざる時もあり、人々に依てその數不同有るべしと思へり、

十月二日夜四ツ時、大地震一度、その後夜明るまで大小う  
 ち雜り凡二十餘度と覺へぬ、或人の説には、三十四五度と言ひき、  
 續きてのゆり返しなれば、さもありけ  
 んも知るべ  
 からず、

三日、晝夜にて小震十度、

四日、朝四ツ時小震一度、夜中三度、

五日、晝貳度、夜四度、共に小震、

六日、朝小震一度、夕七ツ時前強く一度、夜中小震貳度、

度、

七日、今曉七ツ時前強く一度、夕方小震一度、暮六ツ半

時頃強く一度、是は大地震後のゆり也、夜中小震

三四度、

八日、朝一度、夕一度、夜一度、共に小震、

九日、夕方一度、夜中四度、共に小震、

十日、夜中三度、小震、

十一日、晝八ツ時頃強く一度、

十二日、晝八ツ半時頃強く且長く一度、

十三日、晝前一度、夜二度、共に小震、

十四日、朝一度、夜三度、共に小震、

十五日、晝二度、夜三度、共に小震、

十六日、朝一度、夜二度、共に小震、

十七日、朝四ツ時小震一度、晝八ツ時強く一度、夜小震二

度、

十八日、今日終日雨、夜に入暴雨、且風烈、温暖、夜半頃雷

鳴三四聲、曉七ツ時頃快晴、月明、地震無之、

十九日、地震無之、

廿日、晝九ツ半時過強く一震、

廿一日、朝四ツ時前一度、晝八ツ時頃一度、共に小震、

廿二日、朝五ツ時頃小震一度、

廿三日、地震無之、

廿四日、朝五ツ時前小震一度、

廿五日、夕六ツ時頃少々強く一震、

廿六日、以後地震止たりしに、十一月朔日晝九ツ半時頃

少し強く一震、二日は夜小震一度、三日は夜八ツ

時頃少し強く一震、四日以後は折々有しかども、

數も少なければ、筆を爰にとどめぬ、

紀聞十一條、

松榮院様、晴光院様、誠順院様、精姫君様、線姫君様、共に御

住居向御大破により、御本丸へ御立のき御逗留遊ばされ、又

美賀姫君様は、當月五日、京都より御本丸へ御下着、即日一

ツ橋御館へ御引移りの筈なりしに、右御館御破損により、同

様御本丸に御逗留あらせらるゝと言、浴姫君様、精姫君様

は、御住居御破損により、其庭内へ御假家を立られ夫に居ら

せ給ひ、末姫君様のみ御別條なきよじまこへけれど、右御住

居の隣家福岡侯の長屋潰れし程のゆりなれば、全く御破損なことはおもはれざる也、是らを以てもこたびのなみの災(厄カ)危甚しきを知るべし、會津侯和田倉内の屋敷は、地震潰の上残りなく焼失せしかば、家來の横死、怪家人多しとなり、とり分奥向づかへの婦女るゐは憐むべき事にて、錠口開くべきいとまなければ、むなく焼失死し、二三百人の中にてわづか二三十人ならでは助からざりしと言、此事風評なれ共、左も有べき筋に聞へたり、是をもつて外大名衆之事をも推しはかるべし、

武藏秀之丞屋敷は船河原橋俗にどんぼの東江戸川邊也、家作忽ち潰れて、養子櫻橋只々獨り早く外へはせ出つれど、養父母、祖母、娘二人は、皆家の下におしにうたれて出る事かなはざるを、櫻橋壹人して家を崩し、棟木を剪りたちて、不殘命を助けことなり、此事いぶかしく思ひたりしに、櫻橋は内藤甚左衛門三男にて、己れが嫁の甥なれば、後日に來りし時尋ねしに、其事(奇カ)まさされなれど、只々一人して出せしには非ず、人呼集めてからく救ひしなりと答ぬ、且彼の邊は元來萬治の頃の埋立地なる故にや、地震のゆり方、他所と替りて下より突上る如く覺たり、依て逃出んとするものも疊ゆり立て夫につまづき、いかにもすすみ難くて、皆出おくれしとい

ふ、奇談といふべし、此江戸川邊及び市兵衛雁木、百間長屋、諏訪町邊は、おしなべて強かりしといふ事、既に後に載たる栗軒氏が紀聞中にもいはれたり、合せ考ふべし、

小石川柳町邊も強く震りしなり、己が又甥新見兵庫中奥御番にて高千石餘なり、四五年以前、下谷三味せん堀より屋敷替して、爰に移り、家作の總修理もとのひ、又去冬隱居所二々間を新に造營せしが、總潰れとなり、屋敷も柳町なるが、住所長屋共残りなく潰れたり、又松崎氏御儒者滿太郎が養子幸三郎が屋敷也、小石川馬場近所椎木屋敷といふの隣家なり、の家作も總潰れにて、横死、怪我人も有之とさけり、

市ヶ谷加賀屋敷馬場邊に住する大御番なりし人、久しく煩ひて死したるが、家督人の事なれば、内々十月二日の暮時過出棺して赤坂の菩提寺に葬送し、佛事回向も終りて葬穴に納めんと昇出、今少しといふ頃地震ゆり出、左右前後の石碑ども倒れ掛り、輿かき并附添のものも足坏疵請、からく穴中に投込て立たりしとなり、然るに立戻りて見れば、本堂はとく崩れて微塵となりぬ、もし地震今少し早かりせば、和尚を初め施主送りの人迄、皆諸共に横死せんにと、其近親の人より聞たり、是も奇事といふべき也、姓名等も能知りたる人なれどしるし難し、

武州關宿の城下町に住せるものゝ娘、新吉原へ賣女に賣れしが、去年中相應の町人に請出され京橋に住ける唐紙御用達也、しが、此度地

寢に家潰れておしに打れて知れざるを、在所の母たま〜  
 尋ね來りて、かくと聞しより忽ち絶倒し、そのまゝ終に死し  
 けるが、つゝの(ぎカ)日崩れし家財を取片付るとて、かの娘を掘出  
 せしに、不思議に未だ死しきらずで息あれば、氣つけ杯あたへ  
 て蘇生したり、今少し早く掘出しなば、母も無難に有るべき  
 にと、人皆かなしみといふ、此話は、己が方に去年より奉  
 公せる關宿町人の娘ありて、彼が親なるもの、是も地震の安  
 否をきかせば(筋カ)やとて尋ね來りての物語りなり、

八丁堀に住る有徳なる櫛屋あり、其娘おごりを習ひてわざ  
 も能出きし故、おやごも常に自まんしてゐたり、二日の夜た  
 ま〜師匠の宅にてさらゐ有て、かの娘も行たるが、遅遅れ  
 て即死せしかば、其母聞て忽ち狂亂すといへり、八丁堀諸岡 氏の話なり、

深川蛤町にすめる旅あきなひする魚屋由藏と云者あり、妻  
 をふみといふ、四歳の子あり、地震をのがれんとて見せ先へ  
 出じに、往來潮水押來り行べき道なく、兎角する内家倒れし  
 ゆゑ、其棟にはひ登りて、隣家の潰れ家の中をからふじて一  
 町許りはひゆきて、難なく三人とも助りしかど、跡は火事と  
 なりて灰燼となりしゆゑ、此節市ヶ谷町のしるべの方に立  
 退をれりといふ、谷町髮結所にて の咄といふ、

牛込寺町邊に居し夫婦に子と五人暮しのもの有しが、地震

の爲に五人とも横死せしを、入べき器なしとて大半切の桶  
 にひとつに入、同所御たんとす町南藏院に葬すと云、是等も命  
 數とはいひながら、憐むべき事也、己が方へ出入するたんす町春 米屋豊島屋市郎兵衛が話なり、  
 豊島屋市郎兵衛女房の弟は、市谷たにまちなるゆで出しそ  
 ばやの次男なるが、此もの新吉原町の商人屋の掣に成しが、  
 不熟にて今年の夏離別しありしが、此度の地震、火災にまぬ  
 かれしは、不幸中の幸とて語れり、

本所、深川の地しん強き事は、皆人知る所也、己が近親にて  
 は松平筑後守、北本所三ツ目橋通下屋敷 に住せし、半潰れ也、三島芳五郎、石原に住居、池 半潰れなり、

田新之助、北本所龜澤町通り津輕新 屋敷向に住、總潰れなり、森川平安、龜澤町に住し、竹本歡十 半潰れなり、

郎、深川六間堀に 住し、半潰れ也、酒井八三郎、緑町二丁目住、 半潰れなり、又由緒のものには正

木保三郎、北本所南割下水に住 じ、總潰れ、村上彌一郎、菊川町に住 じ、總潰れ、又兒政容が

相番には、芥川善之丞、本所南割下水に住居、總潰れ の上、實は即死之由きけり、布施孫兵衛、江

小名木川通新庄茂之助、三笠町 壹丁目、松田八左衛門、三ツ目 通り、淺井新太郎、

北本所二、三之はし兒正誼が相番には、糟屋久三郎、緑町三丁目、半 潰、大怪我した

りど和田勝太郎、大怪我せしといふ、大久保次郎右衛門、同向院の北 手半潰母

堂横死せし高田九兵衛、深川大工町、半潰、奥方 といふ、等也、正しく聞及ぶ

もの斯多ければ、本所、深川住居のものゝ無難なるは、いと  
 稀なるべし、扱己れが養家は本所緑町二丁目なりしが、文政



七年、姪酒井太郎七、今酒井八三郎といふ、太屋敷相對替して  
 湯島天神下へ轉宅し、其後天保七年、再び大久保臺町今兒小林  
 正誼が住  
 居せる處なり、へ移り、弘化三年、更に今の地へ轉宅したり、然るに此  
 地高臺の丘上にして、夏向やくもすれば堀井の水のくみ盡  
 して事かきぬれば、氣早なる所爲にはあれど、此後再び水地  
 に住居せまほしく、且己れ元來牛込船河原出生の故郷なれ  
 ば、揚場町裏通り、今松平小豐司の屋敷な  
 り、兄三島幡右衛門代に屋敷替たり、その邊こそ好ましけれとお  
 もふものから、既に龍慶橋杯あれかれ心がけしかど、たま  
 たまよき相手もなければ其儘止みたり、然るにこたびの地  
 震に、彼邊殊にゆり強くして潰れぬ家は少しと聞にぞ、初て  
 盧生の夢さめし心せられておどろかれぬ、よりに思ふに、己  
 れもし始の屋敷本所に住んには、半潰はもとより怪我、横死  
 の程も計り難し、又湯島下に住居せんにも、家並半潰のさま  
 なれば先はのがれぬ筋なるべし、且大久保と此邊とは大や  
 うひとこきゆりなれど、取譯け我家の破損少きは、いかなる  
 福ぞや、抑またこれらは天算の定數によれるならんかも、  
(よし脱カ)  
 世の中のなにはの事のおしも

定るふこの數としられぬ、

江戸大地震末代噺之種、卯年十一月出  
 版繪入本貳册、奇談四條、

安政二年

安政二卯年十月二日夜四ツ時、大地震ゆり出し、土藏かたふ  
 き、家潰るゝ事夥しく、老若男女の死亡數知らず、此時八方  
 より猛火炎々と燃上り、炎天をこがし、出火初め三十八口な  
 りしが、近きは焼つゞきて三十二口となり、又二十七口とな  
 る、追々焼ひろがり、翌日午之刻全く鎮火す、猶是が爲に人  
 命を絶事夥し、御府内市中の人民、一瞬のうちに命を失ふも  
 の數萬人、實に前代未聞の怪談なり、其後のゆり返し有ゆ  
 る、又もや大地震あらんかと人々恐れ、大道へ荷物等を積て  
 圍ひとなし、爰に寝る事斯て七八日頃に至り、地震漸々薄ら  
 ぐに隨ひ、追々野陣するもの少く、且十四日終日雨降るに依  
 て野宿止みたり、その假住居せし中にも、御城下御堀端、  
 御見附の内外廣場、外神田廣小路、上野廣小路、淺草廣小路、  
 忍が岡新土手、淺草寺地内花やしき、本郷六丁目加州様御門  
 前、九段坂上、護持院原等、群集夥し、假借宅の繪圖  
 有爰に略す、  
 新吉原日本堤震ひ動く事取分強く、大地震忽ち破裂れ、一筋  
 の白氣なぐめに飛去、金龍山淺草寺なる五重塔なる九輪を  
 打曲げ、散じて八方へ散る、その光眼を射てすさまじとい  
 ふ、

案に此白氣の立しと言は、堤の裂て吹出しにはあらじ、恐  
 らくは此邊織田家、六郷家杯の下屋敷多ければ、その焔硝

震災豫防調査報告第四十六號

乙

藏へ火氣移りて合薬のはね出しにもあらんか、塔の九輪の棹の曲りたるさま、地震の所爲とはおもはれず、もし地動の爲にかたふかんには、塔とも其儘倒れべきはづなり、此度丸の内邊大名屋敷の焼失多きも、元地震の潰より發するといへ共、所々に火薬の貯有し災ひも少なからずといふ論あり、さも有ぬべき事と知られぬ、

新吉原五ヶ町は地震鳴動するとひとしく、娼家一同ゆり潰れ、火炎々として八方より燃出し、廓中一面の火事となる、されば裏々の反橋を下すに暇なく、又たまさか下さんとするもの有ても、反橋損じて渡す事かなはず、大門一方の出口となるゆゑ、煙にまかれ、火に焼れ、家に潰され、又幸におしをまぬかれたるも、家根をこぼち壁を破りて助け出すの人なければ、空しく火の燃來るを待つて焼死す、斯の如くなれば、手負、死人夥しく、實に目も當られぬさま也、其中遊女死するもの八百三十一人、客其外此處へ來りしもの四百五十餘人、茶屋并廓中の諸商人藝人等凡千四百餘人、總べ死人貳千七百餘人と云、且土藏は一つも残らず、只々西河岸の家少少残り、又五拾間道の片側残ると云、此焼死人の數、前に出せし書上と相違せるは、全く表向と内實との差別ならんか、牛込邊に一人の狐つき有けるが、當十月一日口ばじりてい

ふ、大變あるゆゑ、十八日迄歸り來らずといひさま、とどむる人を振拂ひ、一さんに駈出、何方へか行しが、翌二日の夜大地震にて、右の居宅震り潰れ、近邊も潰れし家夥敷、横死、怪我人有しとなり、彼狐つき其後早速歸り來らざるにより、又もや大地震あらんかと、此邊のうわさ今にやまず、案に狐狸のかゝる事前知せしためし、昔より語り傳ふるものまゝあり、怪といふなるべし、

〔安政二年乙卯珍話〕

本朝地震之次第、

夫地といふ文字、往昔は壑ちに作る、是會意なり、史記、漢書に墜ちに作る、震は動なり、又怒なりともいへり、天は動て四時をなし、地者靜かにして萬物を養ふ、しかりといへ共天は左にめぐり、地者又右に旋りて止す、たとへば人船中に在りて窓を閉て坐すれば、其船のおのづから行をせらざるが如く、此故に天も動き地も又循環してそろ／＼動くものなりといへり、但地の體は北を陽とし南を陰とす、山嶽多くは北にあり、天の體は南を陽とし北を陰とす、ゆゑに日輪は南に行る、是天地圓渾相つらなりしかたちなり、されば古語にも地壹尺減すれば則一尺の天を生ず、本來無面目、南北何れの處にかあらん、猶鶏卵の黃なるがご

とく、其形圓滿なるが故に是を地球といふ、その周り大方は皆九萬里といへり、又諺に六海三山一平地といへり、是海者十分の六分、山は十分の三分、(六字衍カ)天十分の三分、地は十分の一、是故に壑をもつて地の字とするは、其會たる意なり、されば地震するものは、陽氣陰の下に伏して陰氣に迫り昇る事あたはず、於是地裂動き震するに至る、これ陽氣其所を失ふて陰氣填るゝ故なり、又地中に蜂の窠のごとき穴あり、しかして後水潜り陰氣常に出入す、陰陽これにて相和し、其宜を得るを常とす、もし陽氣とごこほりして出る事不能、歳月を積重るに随ひ、地脹れ水縮るゆるに、井戸涸れ、時候殊の外熱氣なり、これを譬ば餅を炙るに火の爲にふくれ起るがごとし、將に地震ふ時は蒼天も昇くなり、星も大さ常に倍するといへり、是地昇り天降るにあらず、既に雨ふらんとする時は、山を見るに甚だ近く見ることが如し、陽氣陰を伏し地を裂て天に發出するが故に、地中震動す、是則地震なり、其始震ふもの甚だ猛烈なり、是地中の陽氣一塊に發するの證しなり、又次に震ふものは緩なり、是さきの陽氣地中に残れるが、少しづつ發出のいはれなり、されば一天中の世界なれ共、中華にふるひて本朝に動かす、日本震ひて唐土また動かす、一國中にかぎり他

安政二年

國に出でず、或は江戸靜にして浪花に震ひ、大坂豊にして京都動く、是地中の陽にて地脹るゝと脹れざるこの故なり、地中に凝し陽氣其所を發せんとする故に、甚だじきものは地裂山崩るゝこと往々これあり、一村にありても其邊の多少あるは、是又地の堅きと堅からざるこの故なり、凡初めて大に地震する時者、海汀に泥涌上り、津浪山のごとくさかのぼる、奥州の洪水、遠州今切などは是なり、又大地震の後、月をかさねて震ひやまざるは、いまだ陽氣の出盡さざる故なり、その甚きものは山焼出るといへり、されば我朝往昔々地震を考ふるに、人皇の始め神武天皇在位七十六年、丙子三月十一日崩、御年百廿七、より三百九十餘年を経て、人皇七代孝靈天皇、在位五十七年、丙戌二月八日崩、御年百二十八、

同五年乙亥六月朔日、近江國の地、一夜にさけて湖となりたるを、琵琶湖と名づく、同時に駿河の國の地中一夜に涌出し、豆相甲武の四州に震動する事夥し、然して高地となり、後に富士山と號す、以下允恭天皇五年以降ノ地震ヲ列舉シタレド、コ、ニ要ナケレバ略セリ、

安政二年乙卯十月二日、江戸大地震、●印夜○印晝

- 四時、●四ツ
- 九時、●九ツ
- 八時、●八ツ
- 七時、●七ツ
- 六時、●六ツ
- 五時、●五ツ
- 四時、●四ツ
- 三時、●三ツ
- 二時、●二ツ
- 一時、●一ツ
- 同、●同
- 半、●半
- 八時、●八ツ
- 七時、●七ツ
- 六時、●六ツ
- 五時、●五ツ
- 四時、●四ツ
- 三時、●三ツ
- 二時、●二ツ
- 一時、●一ツ
- 同、●同
- 半、●半

○七ッ過九半、過九半、過八、五日○時六、時八、時六、時九、時九  
 ●九半、●八時、●七時、●七時、●六日○時六、○時四、○時七、時九  
 八時、●七半、七日○時四、○時七、○時六、○時五、○時九、八日○  
 七時、●六半、●九半、●七時、●九日○時五、○時四、○時六、時六  
 六時、十一日○時八、○時四、○時九、十二日○時八、十三日○  
 五半、●四過、十四日○時四、○時五、○時七、十五日○時七、○時七、  
 十六日○時六、○時八、○時四、○時九、十七日○時八、○時四、○時八、  
 十八日●九過、今夜雷雨、十九日●六過、○時四、廿日●八過、  
 廿一日○時六、○時五、廿二日○半、廿三日無、廿四日●  
 五半、廿五日○過七、廿六日○過八、廿七日○過九、  
 廿八日●時四、廿九日、晦日なり、●時四、晝二十八度、都合八  
 十度、

〔安政二年震災記事〕

安政二年十月二日夜四ッ時頃地震後、出火見分繪圖、

淺草、新吉原、三の輪町飛地、坂本邊、

下谷廣小路、小川町、小日向、并靈巖島邊、

御月番北町御奉行

井戸對馬守様御組同心

繪圖役

吉澤保兵衛  
平松喜太夫

拾貳枚、合凡長里二町四十間餘、幅平均一町四十七間餘、

月番町年寄

喜多村彦右衛門手代

小松均十郎

樽屋藤左衛門手代

平館喜惣次

繪圖仕立  
認物

石島海藏

御曲輪内々外櫻田邊、

鍛冶橋御門外々柴井町邊迄、

御月番同斷

笹本郡次

松田孫七

繪圖役

四枚、合凡長貳十一町十間餘、幅平均二町二十四間餘、

月番喜多村手代

福田喜右衛門

樽手代

加山半藏

地割役手代

田村善藏

本所深川邊、

御月番同斷

繪圖役

高木久左衛門

飯尾藤十郎

七枚、合凡長三十一町十間餘、幅平均一町四十三間餘、

月番喜多村手代外持場江出る

館市右衛門手代

大田彖助

樽手代

關平藏

地割手代

中野喜兵衛

繪圖貳拾三枚、

合高凡長二里十九町餘、幅平均二町程、

外に本町四丁目、新材木町、兼房町、大川橋向辻番所、

合四ヶ所、

右者小火に而、十間以下に付、除之、

十月四日方三手分見分出役、同八日方追々朱引繪圖仕立

方、同十三日迄に出來、十四日御進達之分、御控共、御番所

江上る、

一 大手御門前、西丸下、八代洲河岸、日比谷御門、幸橋御門内、燒失之圖、

一 二 小川町邊燃立不知、一圓、水道橋内迄、燒失之圖、

一 三 小石川隆慶橋邊武家方燒失之圖、

一 四 上野町一丁目武家境方燃立、下谷廣小路東之方一圓、

長谷町邊并武家方同斷、

一 五 下谷茅町二丁目より燃立、最寄武家方燒失、并池之端七軒町方燃立候場所、

一 六 下谷坂本町三丁目方燃立、同町一丁目迄燒失之圖、

一 七 千住小塚原町方燃立、下谷三の輪町飛地燒失圖、

一 八 淺草行安寺門前町屋方燃立、同所龍光寺門前町屋方燃立、同所國宗寺より燃立候場所之圖、

一 九 淺草駒形町より燃立、同所諏訪町五ヶ町燒失之圖、

一 十 新吉原町不殘、五十軒道片側、非人頭善七構内燒失、

淺草寺地中方燃立、田町、山川町、花川戸町、猿若町等燒失之圖、

一 十一 橋場金座下吹所方燃立、今戸町庄八方方同斷、最寄燒

之圖、

一 十二 南本所荒井町、北本所番場町邊、燒失之圖、

一 十三 中之郷松平周防守下屋敷燒失圖、南本所元瓦町、小梅

震災豫防會查報告第四十六號

乙

死町、燒失之圖、

- 一十四 南本所石原町、法恩寺橋邊、龜戸町等、燒失之圖、
- 一十五 本所綠町、堅川通中之郷五之橋町邊、燒失之圖、
- 一十六 永代橋向南之方深川永代寺門前、仲町邊、一圓燒失之圖、

圖、

- 一十七 深川伊勢崎町、龜久町邊、燒失之圖、
- 一十八 新大橋向御船藏前町、六間堀町、森下町邊、燒失之圖、
- 一十九 濱町水野出羽守中屋敷長屋燒失之圖、
- 二十 靈巖島鹽町、燃立、同所濱町、四日市町、北新堀大川端町等、燒失之圖、
- 一廿一 築地松平淡路守屋敷、燃立、十軒町燒失之圖、
- 一廿二 南大工町、燃立、京橋北之方町屋、一同燒失之圖、
- 一廿三 柴井町木戸際、燃立、同町而已一同燒失之圖、

以上、

○番號ノ數字ハモト朱書ニ係レリ、原本、コノ次ニ右目錄ノ燒失地圖ヲ載セ  
 タレド、印刷ノ急ヲ要セシヲ以テ割愛セリ、讀者原本及ビ武江震災記略ニ就  
 テ看ルベシ、

同三年七月二十三日戊寅、渡島、膽振兩國、地大

ニ震ヒ、瀕海ノ地ハ海嘯浸溢セリ、

(時風錄)

安政三年

七月、箱館表地震并高浪之次第、箱館カイ之文通、

然ば廿日頃、日々地震、兩三度程宛有之候處、同廿三日午  
 の下刻地震強、其後も晝夜少し宛震申候、尤潰家、怪我人  
 等無之處、同日未の下刻、高浪平水より壹丈餘相増候、尤  
 沖の口御番所別條無之候得共、地藏町、并榊形内外建家、  
 床上水冠四五尺におよび候、右兩災に付、海岸通り住居之  
 もの共、廿三日今以露宿罷在、不便之事に有之、右に付窮  
 民共へ焚出し又は御救米百俵被下、市中身元之もの共々  
 も、夫々施し差出申候、且彼々御役宅向は、聊別條無之、其  
 外市在共、人馬怪我等一切無之候、右爲御知らせ御心得迄  
 申進候、御備場内下役同心にも御申聞置可被成候、以上、

七月廿七日

安間純之進

水野一郎右衛門様

イシカリ隣場ユウフツ詰々、イシカリ詰々之文通、

然ば去る廿三日晝九時頃、地震餘程強、其上八時前、高汐  
 參り、夕方迄度々、尤會所前左程之儀にも無御座候、サル  
 境は餘程崩所出來、外無事、サル領會所前は高汐強、エト  
 モ邊茂餘程高汐押入候趣に御座候、御地は地震高汐等無  
 御座候哉、奉伺候、

七月廿七日

鈴木庄助

水 一郎右衛門様

イシカリ邊は格別之儀無之趣、

〔函館一等測候所報告〕

安政三年七月廿三日正午頃、大雷雨、大地震、大津波ニテ、家ヲ破リ、船ヲ覆シ、激浪舊御藏裏土手ノ邊（當時寶小學校所在地ニシテ、港内沿岸ヲ去ル六町餘、往時ト雖、三町ニ下ラザルベシ、）マデ及ボシタリト云フ、

〔龜田郡上磯村戸長役場報告〕

安政二年（三年ナラン）七月廿三日晝、地大ニ震ヒ、同夜海水大ニ増漲シ、平水ヨリ大凡四尺餘ヲ増シ、激浪打上ゲタリシモ、幸ニ人畜ニ異狀ナカリシガ、後八月初旬マデ時々震動シ、爲ニ村民戸外ニ寢食シタリト言フ、而シテ海嘯ハ同日一回ナリシト言フ、

〔龜田郡根法華村戸長役場報告〕

安政三年七月廿三日正午過ギヨリノ地震ニテ、浪打際ヨリ凡ソ十町餘沙ヲ引キタルモ、日暮ニテ追々沙立ち、敢テ平常ト異ナラズ、然レドモ一時ハ沖合鰻引網船等ハ、陸ニ打上ゲラレタルモ、同様ノ姿ニ有之由、尤モ其際ハ村民舉ツテ家財等取片付ケ、山ヘ引揚タル次第ニテ、餘程動搖セリ、別ニ被害ナシ、又夫ヨリ著シキハ、自然浪打際ヨリ海中淺クナリタ

ル由、

〔山越郡八雲村戸長役場報告〕

安政三年七月二十五日正午頃強震、忽チニシテ激浪起リ、海

水平常ヨリ四十五間位陸ヲ浸シタルモ、暫時ニシテ平常ニ復セリ、

〔茅部郡白尻村戸長役場報告〕

安政三年八月（日時不詳、地震後四五日、）天氣晴朗、風波頗

ル平穩ノ日、午後二時頃、突然沖合ニ異狀ヲ呈シ、俄然街路

ニ打上ゲシ波ハ、凡ソ六尺ニシテ、自然家屋ニ及ボシ、前後

一時餘ヲ過ギテ平海ニ復セリ、同月廿六日駒ヶ岳破裂、非常

ノ震動ヲ感ゼリ、然レドモ風雨西南ナルヲ以テ被害ナシ、

〔浦河郡役所報告〕

當郡内ニ於テ右等ノ取調ニ材料乏シク、隨テ五十年前以前ノ

事蹟ハ、更ニ不分明ニシテ、只ダ口碑ニ傳フ處ニ依レバ、安

政三年七月廿三日海嘯アリ、然レドモ土地ノ變遷シタル箇

所ヲ見ズ、只海岸砂礫ノ少シク増加セシ感アリト、又右海嘯

ノ爲メニ、浦河灣ニ繫泊セシ日本形五百石以上ノ船舶二艘

顛覆セシコトアリシト云フノミ、其他海底ノ深淺ニ就テハ、

三石郡梟舞村ムシロ海岸ヲ距ル十五町許ノ箇所ニ、海面上

高キコト二丈餘ノ岩石ニ、蛤殻ノ粘着スル所ノ遺骸、化石ト

震災豫防調査報告第四十六號

乙

ナリシモノアリ、之等ハ海中ヨリ突出シタルモノナルベシ、  
其他海面ニハ異狀アルヲ見ズ、現在建築物ニテモ、海水ヨリ  
ノ距離ハ往時ト異變ナシト云フ、  
〔龜田郡役所報告〕

安政三年七月中、大地震アリ、次デ渡島國龜田上磯茅部ノ沿  
海、膽振國山越郡ノ海濱一帶ニ海嘯來リタルモ、地方ニヨリ  
人家ヲ浸シ多少損害ヲ來セシモ、人畜ニハ災害ナク、又右海  
嘯ハ各地ノ古老ニ聞クニ、頗ル齟齬スル所アリト雖モ、要ス  
ルニ龜田郡龜田村ヨリ同汐首岬マデハ最モ強ク、同郡尻岸  
内邊ニテハ大ニ弱ク、昆布採收中故、小ナル漁舟ニテ海中ニ  
居リシモ覆没シタルモノナカリシ、惠山岬以東ハ又稍強ク、  
椴法華村等ニテハ山林ニ逃ゲ往キタルモノ多カリシト云、  
然レドモ之レガ爲メ土地ニ變遷ナシト雖ドモ、同年八月中、  
渡島國茅部郡ト龜田郡トノ境ニアル駒ヶ嶽噴火シ、茅部郡  
鹿部村字本別<sup>ホンベツ</sup>ハ人家大半焼失、山麓ニアル留ノ温泉場ニ入  
浴シ居タルモノ數人ハ、人家ト共ニ噴火熱砂ノ爲メ埋没セ  
リ、

十月七日辛卯、江戸地強ク震フ、

〔時風録〕

十月七日、

一今朝五時地震餘程強シ、棚のもの震落シ、又は壁を落シ、  
損家之分、潰たるも所々にあり、

同四年一月二十二日乙亥、是夜、筑後國柳河地震  
フ、

〔大屋祐義日記〕

安政四年正月廿二日<sup>乙</sup>雨、夜四ツ時前地震<sup>○祐義、時ニ柳河ニ遊ベリ、</sup>

閏五月二十三日癸卯、駿河、相摸二國、地強ク震  
ヒ、田中城及ビ萩野山中陣屋、共ニ其害ヲ被レ  
リ、是時江戸モ震ヘリ、

〔御城書〕

安政四年閏五月二十三日、

一今曉之地震に付、公邊御機嫌御伺之儀、如何可有御座候哉  
と、尾張様御城附申合、常阿彌江及内談候處、爲差儀にも  
無御座候間、御内談等に不被爲及旨、同人申聞候、

六月四日、

一本多豐前守、大久保長門守<sup>○長門守ハ、相摸愛甲郡萩野山中邑主ナリ、其届書ハ本書ニ之ヲ逸セリ、</sup>  
御用番久世大和守江相届候由之書付寫、

私在所駿州田中、去月廿三日明六半時頃、餘程之地震に  
而、居城内外破損所等、左之通に御座候、



一本丸塀傾損、

一大手一之多門臺損、

一同所續塀、五拾四間倒、

一同所番所、傾損一ヶ所、

一同二之門榭形石垣損、

一新宿一之多門少破、并石垣損、

一同所榭形石垣損、

一同二之多門壁痛、

一御用米藏三四之藏少破、

一白子口木戸番所、傾損一ヶ所、

一左車口木戸番所、傾同斷、

一諸番所少破、

一火消用道具置場潰、

一馳走屋傾損、

一諸稽古所傾損、

一作事役所傾損、

一米春屋役所傾損、

一同所大破、

一同所釜屋少破、

一地方役所損、并長屋門傾損、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

壹棟、

一厩傾損、

一焔焔藏少破、

一人馬怪我等無御座候、

右之通に御座候、此段御届申上候、尤も領分在町破損之儀も

可有之候得共、未相知不申候間、追而取調御届可申上候、以

上、

六月朔日

本多豊前守

壹棟、

壹棟、

八月二十八日丙子、伊豫國地大ニ震ヒ、今治、大

洲、西條諸城ノ樓櫓石壁等頽損シ、及ビ人家潰レ

タリ、

〔御城書〕

十一月廿三日、

一松平駿河守方御用番松平伊賀守江相届候由之書付寫、

私領分伊豫國今治、當八月廿八日地震に而、城内始、家

中屋敷、并郷町破損所御座候に付、其節先御届申上置、

猶又取調候處、左之通、

一本丸二の丸櫓、其外所々壁落大破、

一本丸住居向、所々破損、

一二の丸東之櫓、石垣孕、

豫防調查報告第四十六號

乙

一東門脇東之方渡塀拾三間倒、

一同所門内石垣孕、

一新門内石垣孕、

一大手門外渡塀貳拾四間餘倒、

一外曲輪北之方渡塀四拾五間餘倒、

一侍屋敷所々大破、并圍土塀所々倒、

一郷町潰家、

一同半潰、

一田畑岸拔、

合百三拾八間、

一石橋落、

一即死人、

一牛馬怪我無御座候、

右之通御座候、此段御届申上候、以上、

十一月十四日

松平駿河守○勝道

私領分大洲、當八月廿五日辰の中刻大地震に而、城内外所  
所住居向破損、石垣孕崩、土地破裂、侍屋敷其外町郷大破  
夥敷、潰家等も有之、其後折々震動、山々鳴候趣に相聞申  
候、人馬怪我等之儀は、いまだ暁と相知不申候得共、先御  
届御用番差出申候由、

九月七日

加藤於菟三郎

〔幕府沙汰書〕

安政四年十一月三日、

松平大藏大輔○頼永、伊豫新居郡西條城主

名代 南部丹波守

領分地震に而、居城住居向并櫓、多門、其外大破に付、拜借  
之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得  
共、出格之譯を以、金五千兩拜借被仰付之、返納之儀は、御  
勘定奉行可被談候、

右於御白書院縁頰、掃部頭、老中列座、同人申渡、書付相渡之、

同五年二月二十五日辛未、京都地兩次震フ、

〔實麗卿記〕

安政五年二月廿五日辛未、晴、今曉地震二度、

同月二十六日壬申、越前、越中二國、地大ニ震ヒ、

丸岡、勝山、大野ノ諸城市、齊シク震害ヲ被レリ、

同時、新川郡大鳶山崩裂シテ溪流ヲ壅グ、尋デ決

潰シ水災ヲ生ゼリ、

〔幕府沙汰書〕

安政五年十一月三日、

有馬左兵衛佐○道純、越前坂井郡丸岡城主  
名代 有馬式部

領分地震に而、居城住居向、并石垣崩所等も有之候に付、拜借之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金貳千兩拜借被仰付之、返納之儀は、御勘定奉行可被談候、

小笠原左衛門佐○長守、越前大野郡勝山城主

同文言、天守并櫓、多門、石垣等大破に付、金千兩、

右於波之間列座同前、同人申渡、書付相渡之、

〔御城書〕

安政五年三月十日、

一小笠原左衛門佐方、去月御用番脇坂中務大輔江相届候由之書付寫、

私在所越前國大野郡勝山、昨廿六日曉丑刻、寅刻、稀成地震、其後度々相震、城圍廻、住居向并侍屋敷、其外在町所々破損、川除石垣等夥敷相崩、道橋數多崩落申候、人馬怪我其外共、委細之儀は取調、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

二月二十七日

小笠原左衛門佐

一有馬左兵衛佐方、御用番久世大和守江相届候よし之書付

寫、

拙者在所越前國丸岡、去月廿六日曉丑刻、寅刻、其後度之大地震、就中、寅刻地震強、城内を始、家來住宅、并城下領分村方寺院等皆潰、半潰、破損所夥敷御座候趣申越候、人馬怪我其外共、委細之儀は取調、追而御届可申上候、以上、

三月二日

有馬左兵衛佐

十一月三日、

土井能登守○利忠、越前大野郡大野城主

領分地震に而、居城櫓、石垣等大破に付、拜借之儀相願、可爲難儀と被思召候、御事多には候得共、出格之譯を以、金千兩拜借被仰付旨、

右、松平和泉守申渡之候、

〔前田富家譜〕

安政五年二月廿五日夜、越中地大震、新川郡立山以南ノ大鷲山大ヒニ崩レ、澗ヲ埋メ谷ヲ塞ギ、泉流通ゼズ、四月廿六日、其山間ノ瀦水潰決シ、十里餘ノ間、破浪森漫、時ニ封内常願寺川邊ノ十箇村、盡ク沙石ノ地トナル、爾後三年ノ間、其窮民ニ米二千石餘ヲ分與シテ之ヲ賑救ス、

○本書ノ二十五日夜ニ作ルハ、時刻ノ推歩ヲ異ニシタルナリ、

〔有馬丸家譜〕

安政五年戊午二月廿六日、丸岡地大に震す、

○勝山小笠原家譜ハ、長守ノ世系ニ及バズ、

是日、京都地震フ、

〔實麗卿記〕

二月廿六日壬申、晴、未已後微雨、今日申刻許地震、可參御前議

卿大藏卿被示、新廊下邊迄參之處、先相鎮之間、不能其儀、

○コノ地震ハ、前ノ越前、越中ノトハ自ラ別ナリ、

三月十日丁卯、信濃國地大ニ震ヒ、松代領ノ里

落、屋舎倒壞シ、山中ノ地ハ山崩レ地裂ケタリ、

〔御城書〕

三月二十六日、

一真田信濃守方御用番久世大和守江相届候由之書付寫、

在所信州松代、去る十日辰刻過方酉刻頃迄地震強、城下

町半潰、大破、村々居家等潰、半潰、怪我人有之、山中筋

山拔崩、地裂等有之、城内別條無之、猶委細は追而可申

上旨申越候、此段御届申上候、以上、

三月二十三日

真田信濃守

十一月十九日庚寅、京都地震フ、

〔實麗卿記〕

十一月十九日庚寅、陰晴不定、未刻許地震、

同六年二月五日丙午、武藏國岩槻、地強ク震ヒ城

樓ヲ傷レリ是日、幕府爲ニ金千兩ヲ貸與ス、

〔幕府沙汰書〕

安政六年二月五日、

大岡兵庫頭○忠恕、武藏岩槻城主

先達而領分地震に而居城本丸櫓、多門、其外所々大破に付、

拜借之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候

得共、出格之譯を以、金千兩拜借被仰付之、返納之儀は、御

勘定奉行可被談候、○御城書同シ、

右於芙蓉之間、掃部頭老中列座、中務大輔申渡、書付相渡之、

○地震ノ日ハ未ダ詳ナラズ、猶勘フベシ、

四月二十六日丙寅、京都地震フ、

〔實麗卿記〕

安政六年四月廿六日丙寅、晴、卯刻許地震、

文久元年二月十六日甲戌、江戸地震フ、

〔續武江年表〕

文久元年二月十六日、酉半刻地震、

八月二十五日辛巳、是夜、江戸地震フ、

〔續武江年表〕

八月廿五日、夜子刻地震、

元治元年五月三日壬寅、江戸地震フ、

〔續々武江年表〕

元治元年五月三日、明六時過地震強く長し、

慶應元年二月一日丁卯、是夜、上野國館林地震

フ、

〔大屋祐義日記〕

元治二年○慶應元年二月朔日丁卯曇、夜地震、

同月三日己巳、是夜、館林地震フ、

〔大屋祐義日記〕

二月三日己巳晴、大風、夜四ツ時前地震、

同月十二日戊寅、館林地又震フ、

〔大屋祐義日記〕

二月十二日戊寅四ツ時過地震、午後曇る、風、

大日本地震史料 卷之二十二終 大尾